

第 1 回 外来生物対策のあり方検討会 議事概要

日 時：令和 3（2021）年 1 月 28 日（木）10:00～12:00

場 所：オンライン会議

検討委員：

- | | |
|-------|--|
| 秋田 直也 | 神戸大学大学院海事科学研究科 准教授 |
| ○石井 実 | 大阪府立大学 名誉教授（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長） |
| 磯崎 博司 | 岩手大学 名誉教授 |
| 五箇 公一 | 国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長 |
| 竹内 正彦 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 虫・鳥獣害研究領域 鳥獣害研究グループ グループ長【欠席】 |
| 田中 信行 | 東京農業大学国際農業開発学科 教授 |
| 中井 克樹 | 滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員 |
| 早川 泰弘 | 日本植物防疫協会 理事長 |

（※ 五十音順、敬称略、○は座長）

外来生物法施行状況評価検討会座長：

- | | |
|-------|---------------|
| 村上 興正 | 元京都大学理学研究科 講師 |
|-------|---------------|

【議事概要】

（1）本検討会について

- ・出席委員全員の了承が得られたため、座長は石井実委員にお願いすることとする。（事務局）

（2）これまでの検討経緯について

<2014 年の外来生物法改正事項の施行状況（資料 2-1）>

- ・所有者等不明の土地への立ち入り等の手続きを行った 1 件の内容は。（磯崎委員）
→東京都が伊豆大島のキョンの防除事業を実施するにあたって行ったもの。（環境省）
- ・輸入品等の検査等の創設について、外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項があれば聞きたい。（秋田委員）
→本項目について検討会では明示的なご指摘はなかったが、課題としては残っていると考えている。幅広くご意見を伺いたい。（環境省）

<外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項概要（資料 2-2）>

① 特定外来生物の指定に関する課題

- ・中国や朝鮮半島から日本産と近縁な淡水魚が観賞魚として入ってきているが、交雑により絶滅の恐れが高い日本産淡水魚への影響が懸念される。このように在来種と近縁で交雑の可能性が高く、かつ輸入される可能性が高い種や分類群について、予防的に特定外来生物の指定の検討を行ってはどうか。（中井委員）
- ・特定外来生物の指定に時間がかかることが課題となっているが、その主な理由は。（早川委員）
 - 事務局で情報収集を行った後に分類群ごとの専門家グループ会合、その後の全体会合、パブリックコメント、WTO への SPS 通報と多くの手続きがあるため。一方で種の保存法では緊急指定種の仕組みがあり、このような対応の必要性が課題として挙げられている。（環境省）
 - 会合での議論ではリスクについての学術論文があるかを重視するが、論文化されていないこともあり、そのようなケースで時間がかかることもある。（石井座長）
- ・小笠原のような島嶼では国内外来種が大きな問題になっている。土付き苗や資材に伴って侵入する国内外来種を規制できていないことが原因。国内外来種問題をどうやって解決するのか、法律の中で位置付けることができれば、現場の行政担当者や市民が動きやすくなる。（田中委員）
 - 外来生物法では国外外来種のみが対象。各都道府県の注意すべき外来種リストや外来種に関する条例を作成していただくことで、国レベルの施策と連携を図ってきたが、これらの仕分けについて引き続き考えていきたい。（環境省）
 - 自然公園法と自然環境保全法で指定される保護区の一部区域では動植物の持ち込みが規制されるが、保護区によって国内外来種の対策をするには保護区域の拡大やその周辺区域での規制強化のいずれかが必要。これらの法律と外来生物法をどのようにつなぎ合わせていけるかが課題。（磯崎委員）
 - 国内外来種について、どういうことをすればちゃんと実効性が保てるのかというところが一番問題。この辺のことをちゃんと規制するためには、まず啓発して、駄目だというものを何らかの形で明記する。ただし、それを担保するための仕組みをもう少し考えてほしい（課題の中で法の運用によって解決できる問題（指針の修正等）と法改正が望ましい課題があるので、その仕分けが必要と考えられる）（村上前座長）
- ・外来生物法の指定種は一律に全ての行為が規制されるため指定がなかなか進まないことが当初からの課題。カテゴリー分けをして一部の行為だけを規制するような指定の仕組みによって地域レベルでの種指定及び国内外来種対策も進められるのではないか。順応的な対策を行えるような法改正に踏み出す必要がある。（中井委員、村上前座長）
- ・DNA、遺伝子情報での識別はすぐに実行すべき。これらは「識別に特別な機器を必要とする」ものにはあたらない。（村上前座長）
- ・特定外来生物ではない一般的な外来種と外来種リスト及び行動計画を法律内に位置付けることが重要である。（村上前座長）

- ・アメリカザリガニやアカミミガメのような指定を見送られている種についても、何か方策をとるといふ姿勢を示す必要がある。(五箇委員)

②特定外来生物の防除に関する課題

- ・自然環境行政での、国、地方自治体、現場をつなぐ縦の連携についても風通しを良くしてもらいたい。国がいくら旗を振っても、それが都道府県、さらには市町村に伝わっていかない。都道府県ですぐに活用できそうな生態系被害防止外来種リストも活用されていない。(中井委員)
- ・外来種の防除・管理をするためには、行政だけではなく地域の人と共同体制をつくらなければならない。一般市民が外来種問題を理解するための普及啓発や、小中高の先生の教育のために大学の教育学部で外来種問題を教えることも重要である。(村上前座長)
- ・外来種の生息環境は農林水産省や国土交通省の管轄になっている場も多いため、これらの省との共管種を広げるなどが必要。省庁連携というよりも省庁横断で取り組んでいく必要がある。(村上前座長、五箇委員、中井委員)
- ・マニュアルや防除に関する情報は、これまでに多く蓄積されているが実際の利用は少ない。整理と評価をしてインターネットですぐに引けるようにする必要がある。(村上前座長)

③その他の課題

- ・生物多様性の保全のために外来生物対策が必要であることを説明しないとイケない。外来生物がなぜ問題かがまだ完全に理解されておらず、外来生物を悪者にするものだという間違った批判を浴びることに繋がり、法律の実効性に問題が生じる。(五箇委員)
- ・外来種リストや条例の作成状況のとりまとめについては、単なる数だけでなく、その内容にまで踏み込んで有効性を評価する必要がある。(中井委員)
- ・国内外来種について県境検疫のようなものをするのは難しいので、各都道府県が外に出さないことが重要。何をすれば実効性が保てるかを議論しなければならない。そのためには普及啓発も大事。(村上前座長)
- ・オオクチバス、コクチバスはTVなどで特定外来生物である説明もなく扱われていたり、未だに意図的な放流による分布拡大が見られる。このような特定外来生物に指定されていながら対策がうまくいっていないものについても、現状把握あるいは対策を考える必要がある。(中井委員)

④その他(全体にかかる意見)

- ・挙げられた課題に対して、実行可能性、重要性から優先順位をつけて議論していく必要がある。(村上前座長)
- ・生物農薬の検討においても国内外来種に関する議論が行われるようになっている。環境省関係の議論のみではなく、農水省関係でも国内外来種に関する意見が出てくる状況にあることを認識しておく必要がある。(五箇委員)

(3) 関係団体等へのヒアリングについて

- ・ヒアリについては省庁関係連絡会議や専門家会合が開かれ、現場も国、自治体が関わって対応するなど、お手本のような対応が来ている。むしろクビアカツヤカミキリは桜や農業作物に関する被害があるため連携して防除を行う必要があり、また地方が主体になって実施する必要があるため、こちらの方がヒアリング対象として適当だろう。(五箇委員)
 - ヒアリのヒアリングについても、密閉されたコンテナから出てコンテナヤード内の地面に定着したメカニズムについて、コンテナ等の機器に詳しい方に意見が聞ければ良いと思う。(秋田委員)
 - ヒアリの情報は会合出席者にしか共有されていないこともあるので、環境省で既存の資料を共有してもらえれば良いかと思う。ヒアリについては実績があるのでモデルになる。他の種もそれに準じて行えばよい。(五箇委員、村上前座長)
 - クビアカツヤカミキリについては近年の農薬登録を経て農薬防除が進んできている。このような現状を踏まえてヒアリング先を選定していただければと思う。(早川委員)
- ・小笠原で国内外来種の対応を行っている民間事業者や現地行政事務所に話を聞くと良い。特に自由に発言できる民間事業者が良い。(田中委員)
- ・セイヨウオオマルハナバチの対策は現在放置されている。本種の飼養許可手続きは環境省の大きな負担になっているが、もともと農業資材として輸入されたもので、農水省との関係という意味でも根が深い問題である。誰が責任をとって防除するのか。本種に関してもヒアリングをしたいくらいである。(五箇委員)
- ・今後の新たな外来種の侵入に備えて素早く対策ができる仕組みを作る必要がある。あまりヒアリングに時間を取られずに、今後の体制づくりに時間を費やしてもらいたい。(村上前座長)

(4) その他

- ・追加の意見があれば、2/5（金）までに事務局または環境省宛にお願いしたい。(環境省)

以上

第 1 回外来生物のあり方検討会後の委員からの追加意見

1 月 28 日の第 1 回外来生物対策のあり方検討会後 1 週間程度でお願いしていた委員からの追加意見について、中井委員より以下のご意見をいただいた。

●中井委員からのご意見

オオクチバスの漁業権が認められている 4 湖の漁業権更新のタイミングが近づいてきている。特定外来生物に指定した当初、4 湖の漁業権を既得権として認めるのはあくまでも特例として移行的措置であり、できるだけ速やかに魚種転換するなどするよう、求めていく旨、合意されていたはず。

外来生物法を所管し運営する立場として、4 湖の現状や今後のあり方について、考え方を明確にする必要があるのではないか。

アカミミガメの生息実態、生態特性の把握

- どこに、どれくらい生息しているのか？
- どのような移動拡散の特徴をもつのか？

生態系等への影響

- 生態系等にどのような影響を及ぼすのか？
（水草、在来カメ類）

防除の方法の検討

- どのように減らしていくのがよいか？
- どのように処分するのがよいか？

防除活動の推進

- 知見を集約して共有し、防除活動を拡げていく

既存情報の整理

- ・ 文献資料
- ・ 有識者ヒアリング

現地調査

（各分野・地域のトップランナーとの連携）

調査・計画プロジェクト（おもな項目）

アカミミガメの生息実態、生態特性の把握

1. どこに、どれくらい生息しているのか？
2. どのような移動拡散の特徴をもつのか？

生態系等への影響

3. 生態系等にどのような影響を及ぼすのか？
(水草、在来カメ類)

防除の方法の検討

- どのように減らしていくのがよいか？
- どのように処分するのがよいか？

防除活動の推進

4. 知見を集約して共有し、防除活動を拡げていく

1. どこに、どれくらい生息しているのか？

カメの目撃情報（日本自然保護協会 かめしらべ2013）

ニホンイシガメ



六車部雅志さん(広島県)



クサガメ



佐藤安治さん(神奈川県)



ニホンスッポン



佐藤利行さん(愛知県)



ミシシippアカミミガメ



松本哲也さん(兵庫県)

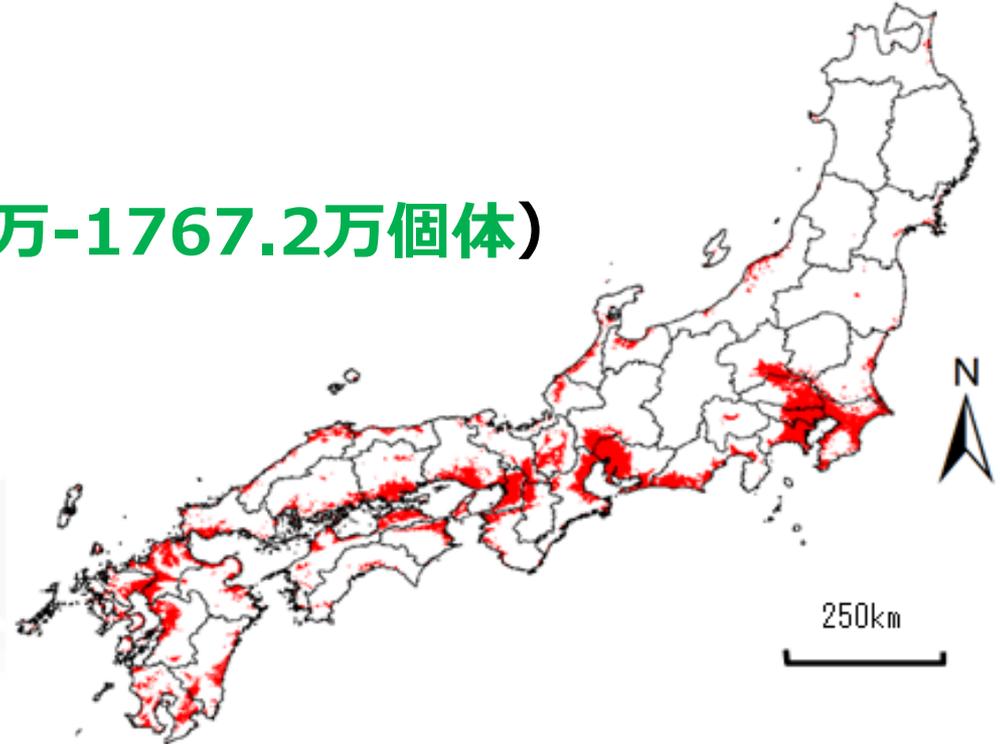
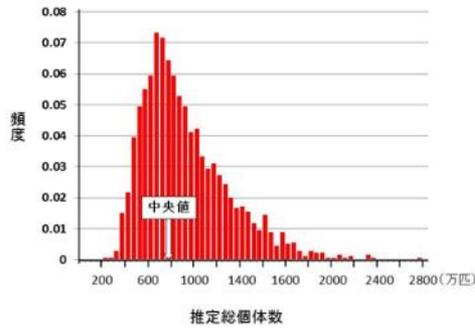


- アカミミガメの目撃情報は最も多い。
- しかし、地点情報はあるが、全体の生息範囲、個体数などに関する情報は無い。

1. どこに、どれくらい生息しているのか？

結果

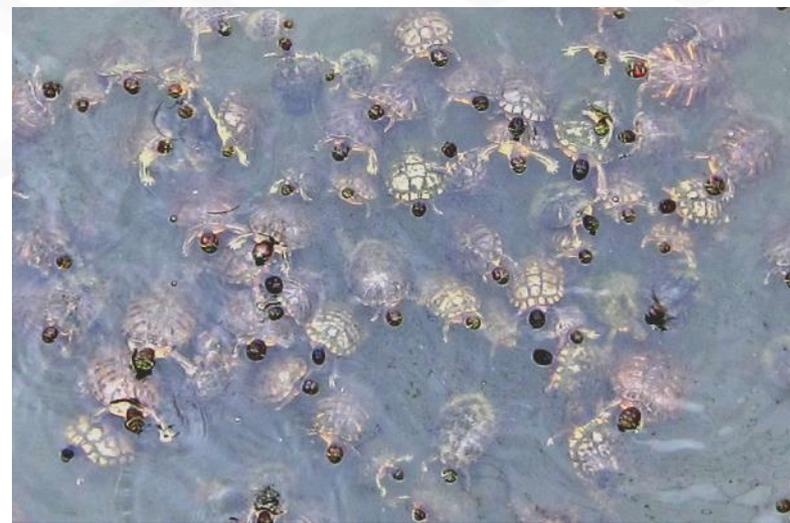
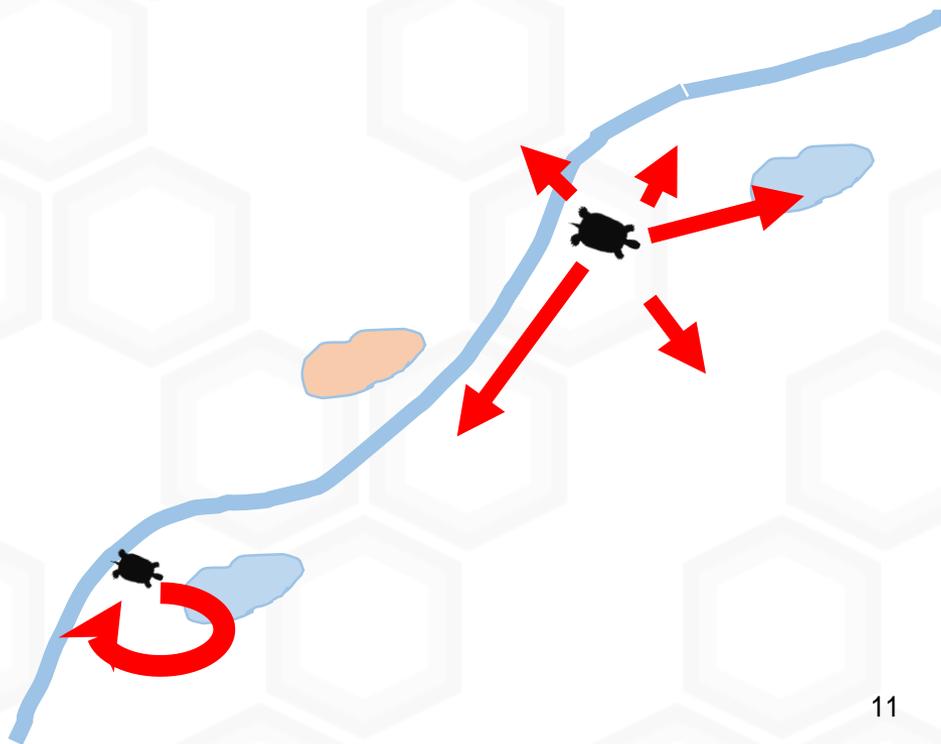
- 生息適地は、関東以西の低地に広がっている
(関東平野、濃尾平野、大阪平野、瀬戸内の平野部、
有明海周辺などは、特に大規模なアカミミガメ生息適地)
- 全国の生息個体数は、
790.9万個体
(95%信用区間：374.8万-1767.2万個体)



(階層ベイス, MCMC 50,000回, 後半の30,000回から50回ごとにサンプリング)
(ただし、解析からは北海道、南西諸島等を除かれている。)

2. どのような移動・拡散の特徴をもつのか？

- ある地域でアカミミガメの低密度化を図りたい場合、どこまで遠くの地域まで対策する必要があるのか？
- 行動圏（回遊範囲）は広いのか？



2. どのような移動・拡散の特徴をもつのか？

場所

- 瀬戸川水系（兵庫県南部）

方法

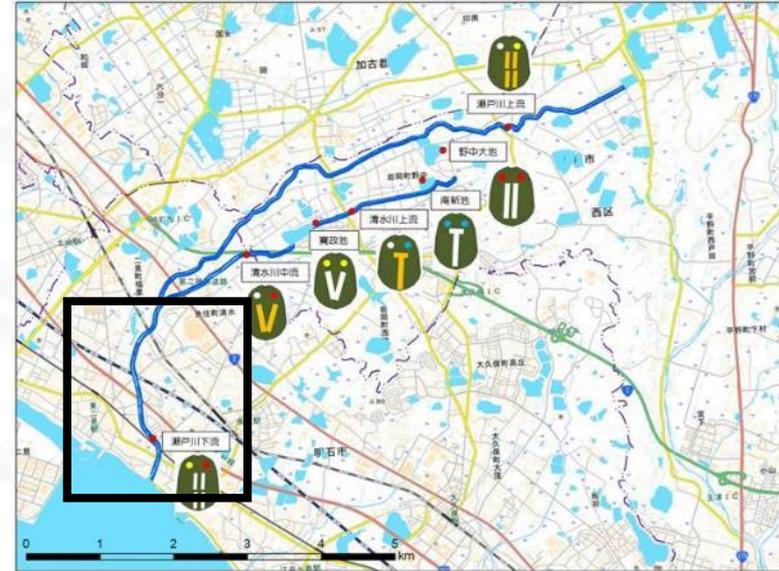
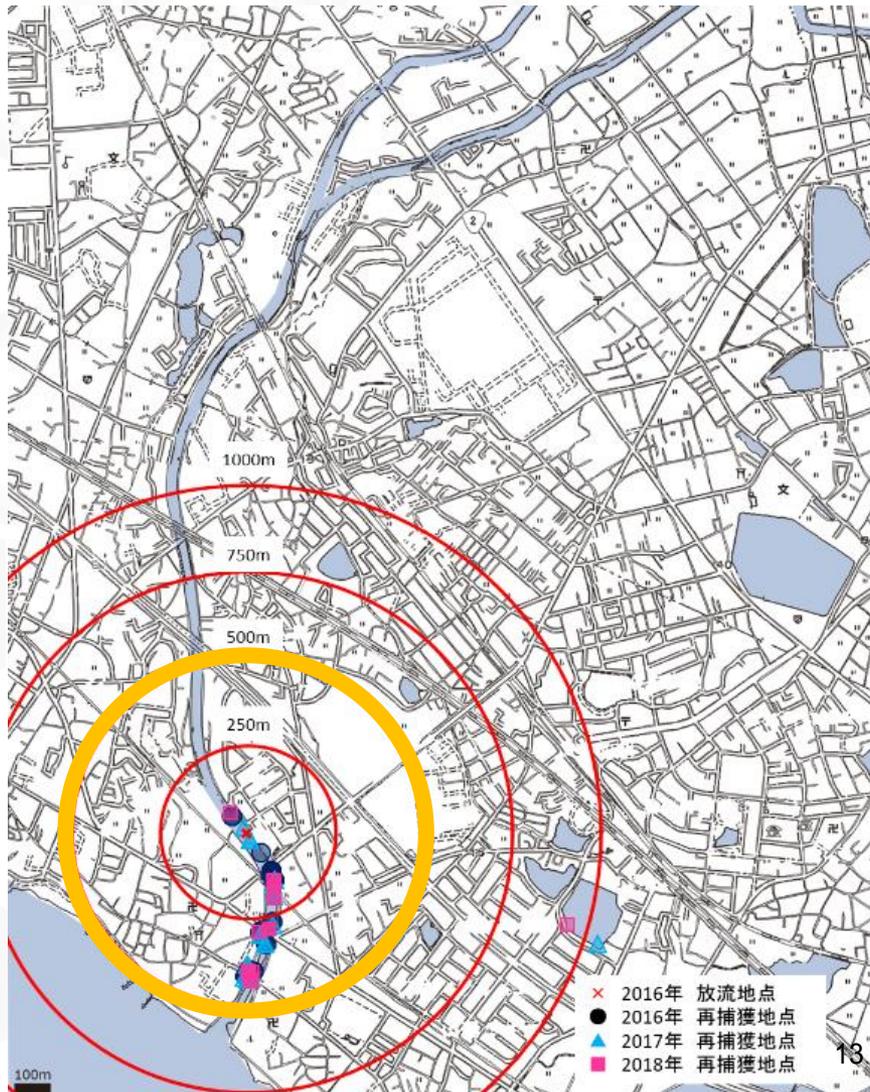
- 約700個体を標識
- その後2年間、再捕獲調査による追跡



2. どのような移動・拡散の特徴をもつのか？

結果

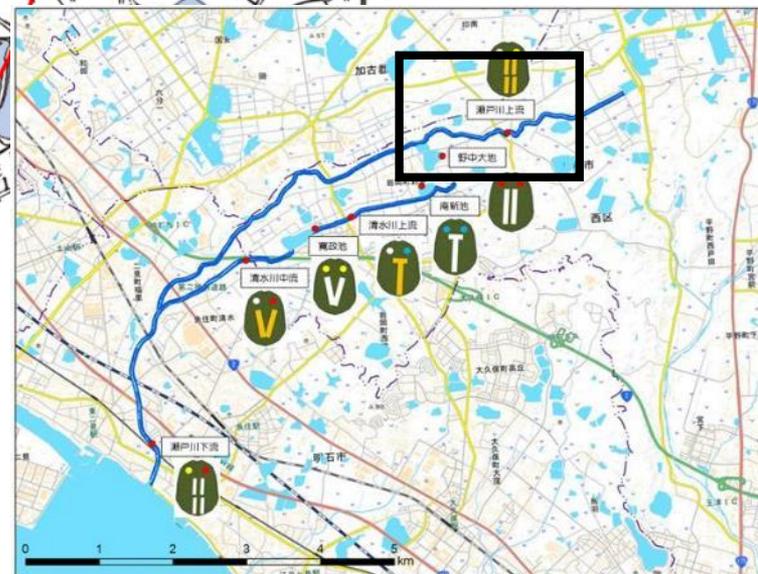
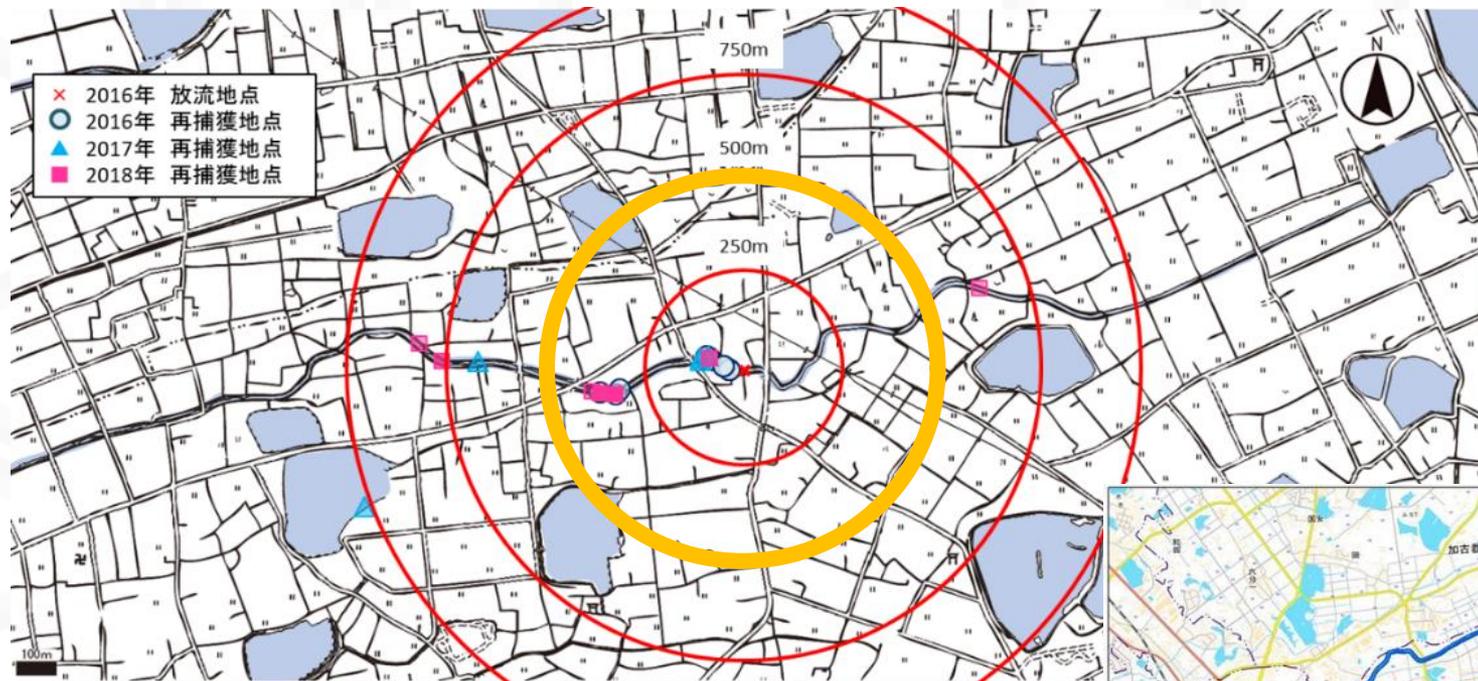
下流部（河口周辺）



2. どのような移動・拡散の特徴をもつのか？

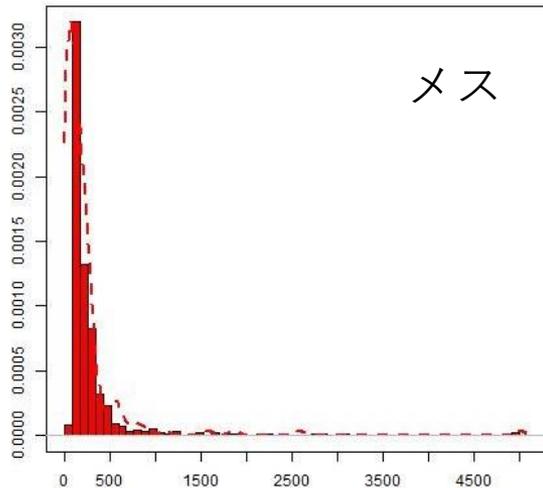
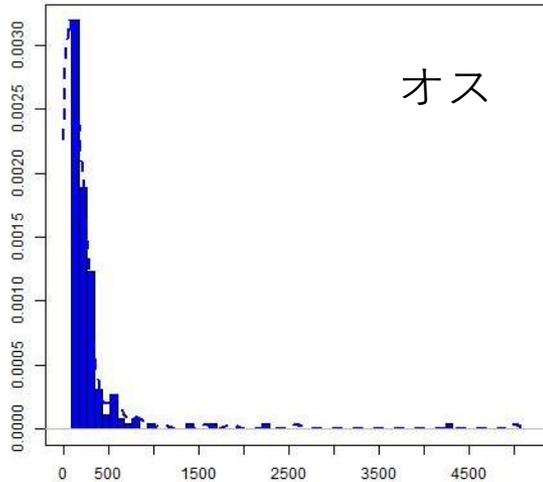
結果

中流部



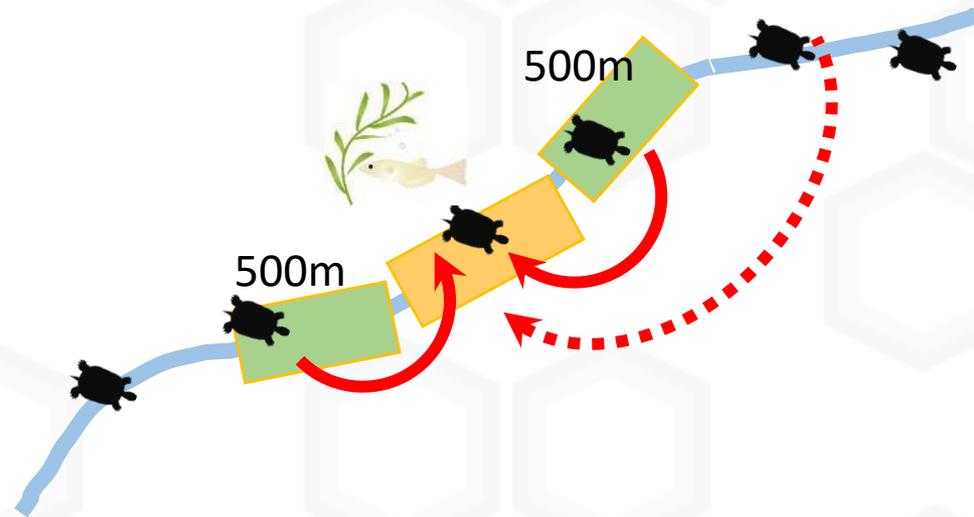
2. どのような移動・拡散の特徴をもつのか？

まとめ



移動距離

- アカミミガメは比較的定着性が高い
- 個体の行動圏は半径500m程度
(流れのある河川でも)

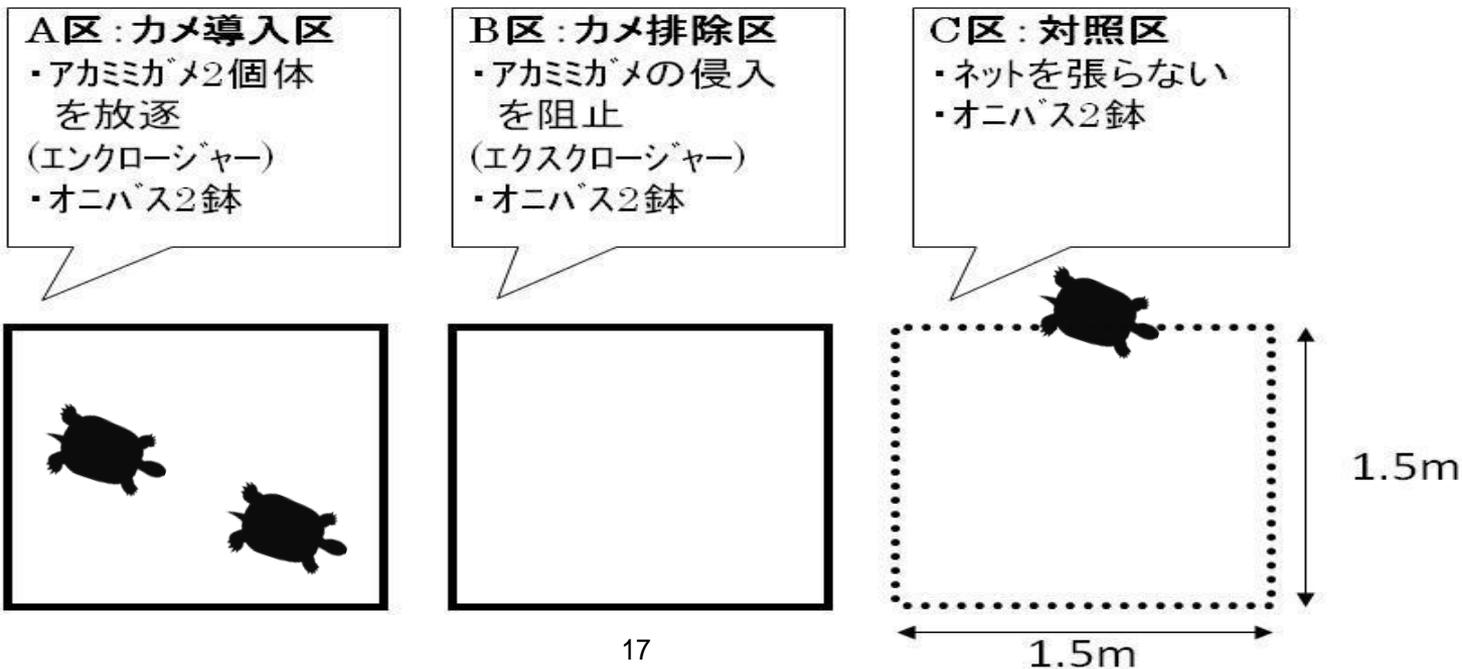


- 防除地域の周辺で想定すべき
緩衝地域は、ひとまず500mの範囲。
- ただし、少数だが、それを超えて
移動する場合もある。留意が必要。

目的

- アカミミガメが増えると何が起こるのか？
- 本当に水草を食害するのか？
アカミミガメを減らすと水草は回復するか？

方法



3. 生態系等にどのような影響を及ぼすのか？

(水草への影響① : 実験)

0日目 (初期状態)

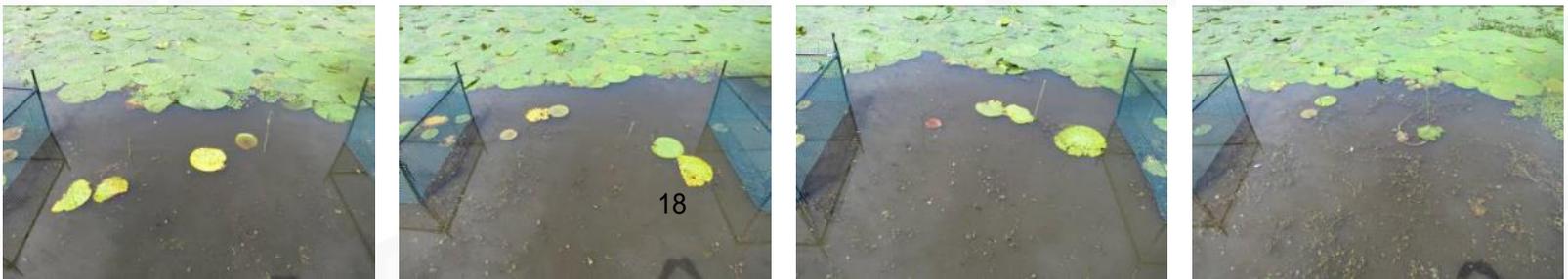
アカミミガメ高密度区



アカミミガメ排除区 (外部からの侵入を阻止)



対照区 (池の状態と同じ)



結果

1ヶ月後

アカミミガメ
高密度区

水草は
食害され消失



アカミミガメ
排除区

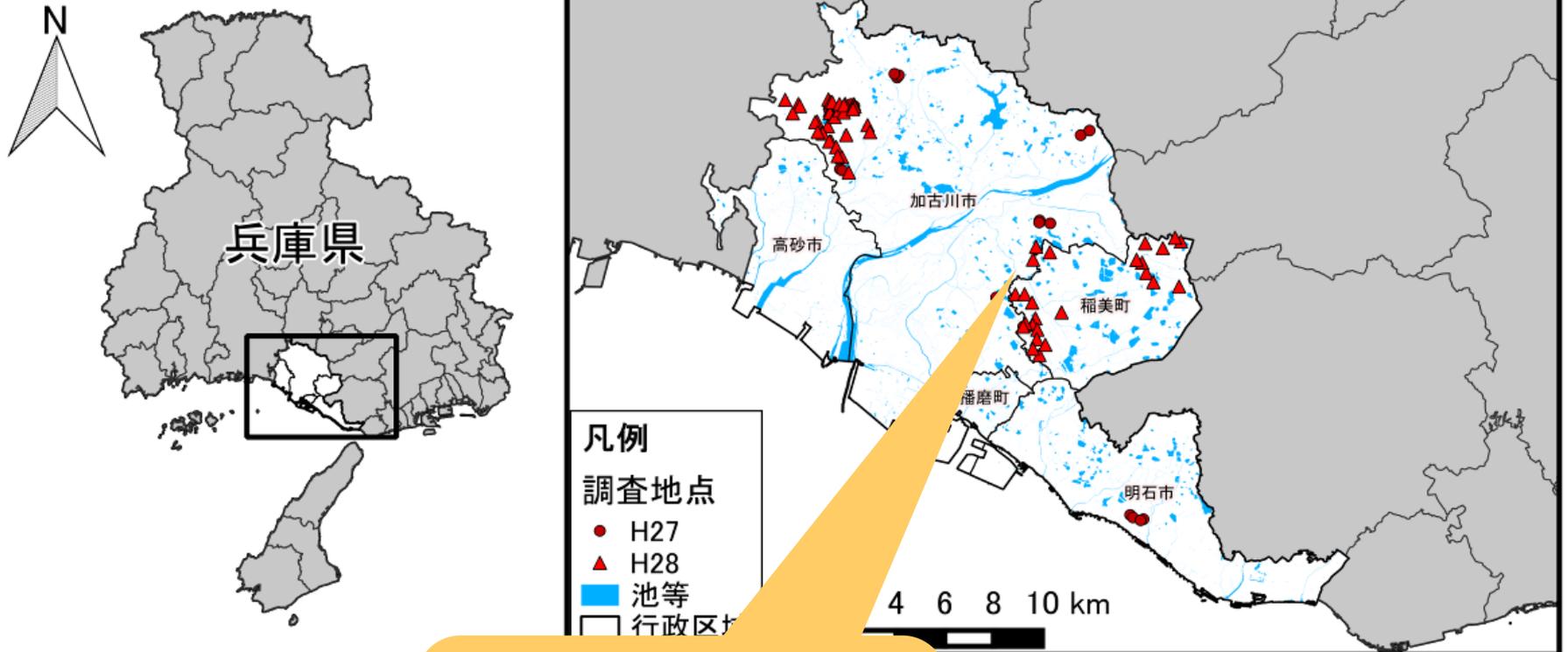
水草は残存し
健全に生育



対照区



方法

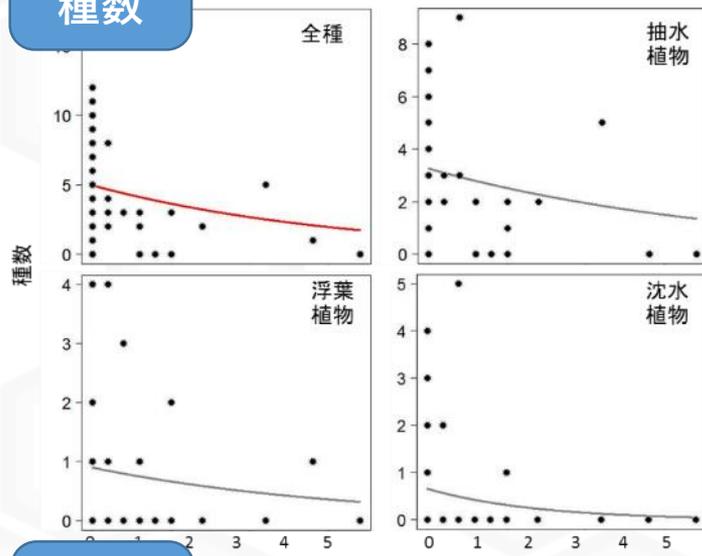


各池でデータを収集

- ・アカミミガメの密度
(ザリガニの密度)
- ・水草の種数、被度

結果

種数



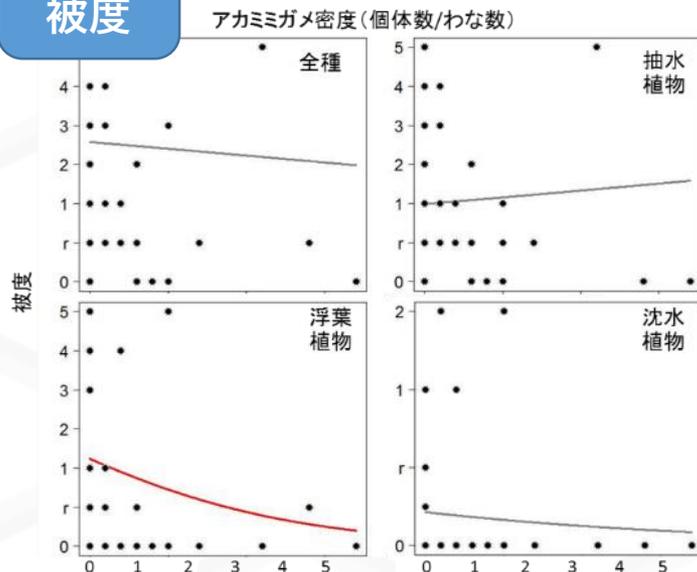
○アカミミガメ高密度の池では、水生植物の出現種数、被度ともに低い傾向があった

→ アカミミガメの高密度化が生態系影響を引き起こす傍証と言えるかもしれない。

○ 水草の減少は、必ずしも、アカミミガメの増加と関係があるものばかりではなかった。

→ アカミミガメ以外の影響で減少した可能性もある（水質、他の外来種など）

被度



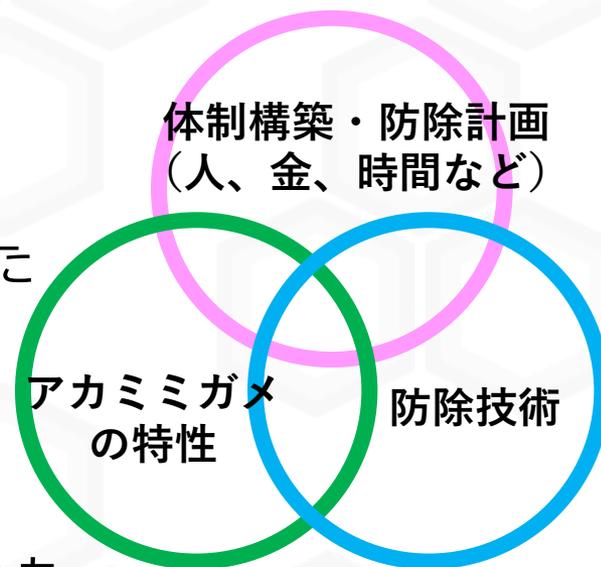
まとめ

- アカミミガメは水草を食害する
- アカミミガメが高密度に生息する場所では、水草の生育状況が悪化している。
(ただし、水草は減少する要因は他にもある)
- 水草は、里山における生態系の健全性の指標となっており、絶滅が危惧される種も多い。
アカミミガメによる影響が懸念される。

4. 知見を集約して共有し、防除を拡げていく

外来種アカミミガメ

- 日本の生態系等に悪影響を及ぼす侵略的外来種である。
- しかし、身の回りに既にたくさんいる。
闇雲にやっても勝ち目は低い。
- 相手を知り、向き合う方法を知り、きちんとした体制をつくって、戦略的に防除することが重要。
- この度、有識者・トップランナー達が持つ知見や技術、本調査で収集した情報を取りまとめた『**アカミミガメ防除の手引き**』を作成しました。
- しかし、まだ残された課題も多いので、今後もみんなで取り組んでいきましょう。



ご活用ください。



アカミミガメ防除の手引き



令和元（2019）年7月作成

環境省自然環境局野生生物課
外来生物対策室

第1章 アカミミガメ対策の考え方

アカミミガメとはどのような生物なのか、また、アカミミガメによる影響や被害の実態を踏まえてその対策の必要性を示しています。

1. 手引きの目的
2. アカミミガメ対策の必要性
 - (1)アカミミガメとは (2)日本における導入と定着の経緯 (3)日本における生態 (4)アカミミガメが引き起こす被害 (5)在来生態系の保全・再生 (6)防除を始めるタイミング
3. アカミミガメ対策における普及啓発の推進
 - (1)終生飼育 (2)普及啓発

第2章 防除実施計画策定の考え方

地域で防除を進める際に必要となる、目的や目標、実施範囲や期間の設定方法等についてまとめています。

1. 防除実施計画の項目
2. 防除実施計画の項目の考え方
 - (1)計画策定の目的 (2)防除の目標 (3)実施体制 (4)現状 (5)計画対象区域(実施範囲) (6)計画期間 (7)防除手法 (8)捕獲個体の取扱い方法 (9)必要な手続きや配慮事項 (10)データの集約と効果の検証 (11)普及啓発
3. 道具の準備

第3章 効率的な防除の実施

野外にいるアカミミガメを効率的に捕獲するための技術や方法について示しています。

1. 事前準備
 - (1)作業内容と役割分担、作業手順の確認 (2)必要な手続きや配慮事項の確認 (3)データの記録方法の確認
2. 防除作業
 - (1)カメを扱う際の注意事項 (2)ワナによる捕獲作業 (3)捕獲個体の取扱い (4)アカミミガメ以外の生物の取扱い
3. データ²⁴の集約と効果の検証
 - (1)データの集約 (2)効果の検証

謝辞

これまでのアカミミガメ対策推進プロジェクトでは、多くの方々にご協力いただきました。深く感謝いたします。

<アカミミガメ対策検討ワーキンググループ検討委員>

大野正人（公益財団法人日本自然保護協会）／片岡知美（認定NPO法人生態工房）／亀崎直樹（岡山理科大学）／中井克樹（滋賀県立琵琶湖博物館）／長谷川雅美（東邦大学）／矢部隆（愛知学泉大学）

<協力>

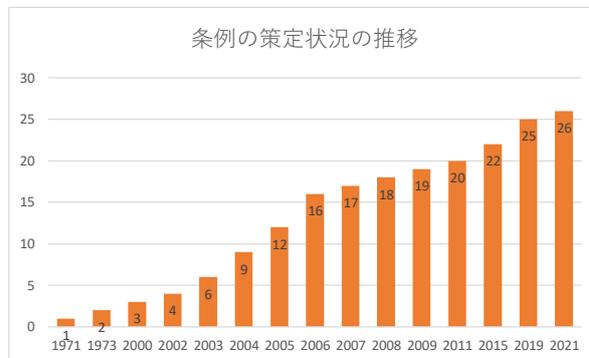
有馬進／井内かおり／今津健志／上野真太郎／宇田川元雄／大城健太／小賀野大一／尾崎真澄／加賀山翔一／角野康郎／川口晃司／栗山武夫／小嶋明男／小菅崇之／小林頼太／坂雅宏／澤田英司／鈴木孝典／鈴木司／多田哲子／谷口真理／田村ユカ／富永修／西原昇吾／西廣淳／西堀智子／野呂達哉／濱崎健児／林紀男／平石年弘／藤原繁樹／Bruce J. Weissgold／本所宗和／松田直樹／松原圭介／松本修二／三根佳奈子／山本大輔／吉田丈人／逢妻女川を考える会／明石・神戸アカミミガメ対策協議会／明石市市民生活局環境総務課／明石市立高丘東小学校／郁文館中学校・高等学校／伊丹市／いなみのため池ミュージアム／海山漁業協同組合／株式会社BO-GA／株式会社自然回復／神畑養魚株式会社／公益財団法人日本自然保護協会／神戸市環境局環境保全部自然環境共生課／神戸市立須磨海浜水族館／千葉県環境生活部自然保護課生物多様性センター／千葉県野生生物研究会／千葉県立中央博物館／東邦大学理学部／豊田市矢作川研究所／トヨタ車体株式会社PE環境部／鳥浜漁業協同組合／なごや生物多様性センター／なごや生物多様性保全活動協議会／認定NPO法人生態工房／農都ささやま外来生物対策協議会／ハスプロジェクト推進協議会／初音川ビオトープ愛護会／兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課／兵庫県東播磨県民局／福井県安全環境部自然環境課／福井県海浜自然センター／福井県立大学／三方五湖自然再生協議会 外来生物等対策部会／南西郷漁業協同組合²⁵／和亀保護の会／若狭町立気山小学校／若狭三方縄文博物館

[50音順・敬称略]

都道府県における外来種に関する条例及びリストの策定状況一覧

2021.2.8現在

	都道府県	条例		リスト	
		作成	作成年・月	作成	作成年・月
1	北海道	○	H16年3月	○	H22年6月
2	青森県	×		○	H20年6月
3	岩手県	×		×	
4	宮城県	×		×	
5	秋田県	×		×	
6	山形県	×		×	
7	福島県	○	H17年4月	×	
8	茨城県	×		○	H31年3月
9	栃木県	×		×	
10	群馬県	○	H27年4月	×	
11	埼玉県	×		○	H24年3月
12	千葉県	×		○	R2年3月
13	東京都	○	H12年12月	×	
14	神奈川県	×		○	H27年1月
15	山梨県	×		×	
16	新潟県	×		×	
17	静岡県	○	H23年4月	○	H31年1月
18	石川県	○	H16年3月	○	H29年12月
19	福井県	×		×	
20	岐阜県	×		×	
21	愛知県	○	S48年4月	○	H24年3月
22	三重県	○	H15年3月	×	
23	富山県	○	H27年4月	×	
24	長野県	○	H15年3月	○	H31年3月
25	滋賀県	○	H18年3月	○	H19年2月
26	京都府	○	H19年10月	○	H17年
27	大阪府	×		○	
28	兵庫県	×		○	H22年3月
29	奈良県	○	H22年4月	○	H28年3月
30	和歌山県	○	H31年4月	○	H30年3月
31	鳥取県	×		○	H19年
32	島根県	×		×	
33	岡山県	○	S46年12月	×	
34	広島県	×		×	
35	山口県	×		○	H30年3月
36	徳島県	○	H18年3月	×	
37	香川県	○	H17年7月	×	R3年3月予定
38	愛媛県	○	H20年10月	○	H21年4月
39	高知県	○	H17年10月	○	R2年7月
40	福岡県	○	R3年5月	○	H30年4月
41	佐賀県	○	H14年10月	○	H18年4月
42	長崎県	×		○	令和元年7月
43	熊本県	○	H16年3月	○	平成27年12月
44	大分県	○	H18年9月	○	H29年3月
45	宮崎県	○	H18年4月	○	日付不明
46	鹿児島県	○	H31年4月	○	H28年3月
47	沖縄県	○	R1年11月	○	H30年8月



No.	都道府県	名称	当初施行日	外来種に関する条例の趣旨	保全対象	条例の対象となる外来種に国内外来種を含むか	対象外来種の指定の有無	罰則	備考
1	北海道	北海道生物の多様性の保全に関する条例(第31-40,81条)	平成16年3月31日	指定外来種の指定、防除、放逐・植栽等の禁止	在来種全体	○	○	○	-
2	青森県	-	-	-	-	-	-	-	-
3	岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-
4	宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-
5	秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-
6	山形県	-	-	-	-	-	-	-	-
7	福島県	福島県野生動植物の保護に関する条例(第29-30条)	平成17年4月1日	保全対象への外来種の影響・生息生育状況の調査、対策、情報提供の推進	希少野生動植物	○	-	-	-
8	茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-
9	栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-
10	群馬県	群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例(第26-27条)	平成27年4月1日	保全対象への外来種の影響・生息生育状況の調査、対策、情報提供の推進	希少野生動植物	○	-	-	-
11	埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-
12	千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-
13	東京都	東京における自然の保護と回復に関する条例(45条)	平成12年12月22日	侵略的外来種の放逐・植栽等の禁止	在来種全体	○	-	-	-
14	神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-
15	山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-
16	新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-
17	静岡県	静岡県希少野生動植物保護条例(第33条)	平成23年4月1日	保全対象への外来種の影響・生息生育状況の調査、対策の推進	指定希少野生動植物	○	-	-	-
18	石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例(156-157条)	平成16年3月23日	侵略的外来種の放逐・植栽等の禁止、特定外来種の指定、対策の推進	在来種全体	○	○	-	-
19	福井県	-	-	-	-	-	-	-	-
20	岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-
21	愛知県	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(第55-56条)	昭和48年4月12日	侵略的外来種の公表、放逐・植栽等の禁止、外来種の情報提供	在来種全体	○	○	-	-
22	三重県	三重県自然環境保全条例(第26条)	平成15年3月28日	侵略的外来種の放逐・植栽等の禁止	在来種全体	○	-	-	-
23	富山県	富山県希少野生動植物保護条例(第31条)	平成27年4月1日	保全対象への外来種の影響・生息生育状況の調査、対策の推進	希少野生動植物	○	-	-	-
24	長野県	長野県希少野生動植物保護条例(第35条)	平成15年3月24日	保全対象への外来種の影響・生息生育状況の調査、対策の推進	希少野生動植物	○	-	-	-
25	滋賀県	ふるさと滋賀の野生動物とのかきに関する条例(第27-38条、53条)	平成18年3月30日	指定外来種の指定、放逐・植栽等の禁止、飼養・栽培の届出 指定外来種及び特定外来生物による被害への対策の推進	在来種全体	○	○	○	-
26	京都府	京都府絶滅のおそれのある野生動物の保全に関する条例(第47条)	平成19年10月16日	保全対象への外来種の影響の調査、対策の推進	希少野生動植物	-	-	-	国外からの外来種のみ
27	大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-
28	兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-
29	奈良県	奈良県希少野生動植物の保護に関する条例	平成22年4月1日	保全対象への外来種の影響・生息生育状況の調査、対策の推進	希少野生動植物	-	-	-	△ (「外来種」とだけ記載)
30	和歌山県	和歌山県外来生物による生態系に係る被害の防止に関する条例(第1-11条)	平成31年4月1日	侵略的外来種の放逐・植栽等の禁止 調査、防除、普及啓発の推進	在来種全体	○	-	-	-
31	鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-
32	島根県	-	-	-	-	-	-	-	-
33	岡山県	岡山県自然保護条例(第12条)	昭和46年12月21日	侵略的外来種の放逐・植栽等の禁止、生育生息状況に関する情報提供	在来種全体	○	-	-	-
34	広島県	-	-	-	-	-	-	-	-
35	山口県	-	-	-	-	-	-	-	-
36	徳島県	徳島県希少野生動物の保護及び継承に関する条例(第30-33条)	平成18年3月30日	侵略的外来種の放逐・植栽等の禁止 希少野生動植物に影響を及ぼす外来種の情報収集、対策、情報の提供の推進	在来種全体	-	-	-	-
37	香川県	香川県希少野生動物の保護に関する条例(第32-33条)	平成17年7月15日	保全対象への外来種の影響・生息生育状況の調査、対策の推進、情報提供	希少野生動植物	○	-	-	-
38	愛媛県	愛媛県野生動物の多様性の保全に関する条例(第30条-第33条)	平成20年10月1日	侵略的外来種の放逐・植栽等の禁止、防除、調査、情報提供の推進	在来種全体	○	-	-	-
39	高知県	高知県希少野生動物保護条例(第30条)	平成17年10月21日	保全対象への外来種の影響・生息生育状況の調査、対策の推進	希少野生動植物	○	-	-	-
40	福岡県	福岡県希少野生動物種の保護に関する条例(第39-41条)	令和3年5月1日	侵略的外来種の放逐・植栽等の禁止 希少野生動植物に影響を及ぼす外来種の情報収集、対策、情報の提供の推進	在来種全体	○	-	-	-
41	佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例(第65-67条)	平成14年10月7日	移入規制種の指定、放逐・植栽等の禁止、適切な飼育の義務	在来種全体	○	○	-	移入規制種に国内外来種は選定されていない。
42	長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-
43	熊本県	熊本県野生動物の多様性の保全に関する条例(第7条)	平成16年3月8日	侵略的外来種の公表、公表された種の放逐・逸出の注意、適切な飼育の指導	在来種全体	○	○	-	県HPには公表された外来種の記述はない。
44	大分県	大分県希少野生動物の保護に関する条例(第27-28条)	平成18年9月29日	外来種の放逐・植栽の禁止、保全対象への外来種の影響・生息生育状況の調査、対策の推進	指定希少野生動植物	-	-	-	国外からの外来種のみ
45	宮崎県	宮崎県野生動物の保護に関する条例(第32条)	平成18年4月1日	保全対象への外来種の影響・生息生育状況の調査、対策の推進	在来種全体	○	-	-	-
46	鹿児島県	指定外来動物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例(第1-19条)	平成31年4月1日	指定外来動物の指定、放逐・植栽の禁止、被害の防止、逸出の注意、販売時の説明、情報提供の推進	在来種全体	○	○	-	氏名公表規定あり
47	沖縄県	沖縄県希少野生動物保護条例(第29-38条、第49-50条)	令和元年11月1日	指定外来種の指定、飼養等の届け出、放逐・植栽の禁止、防除の推進	希少野生動植物	○	○	○	-

参考資料4

環境省の 担当事務所		都道府県	リスト					都道府県下全域を対象とした、侵略的 外来種を調査したリスト	備考	
			名称	アドレス	策定日	最終更新日	国内由来の外来種 の有無			
1	北海道 東北	北海道	北海道ブルーリスト	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/bluelist/bluelist_top.htm	平成22年6月		○	○		
2		青森県	青森県外来種対策学術調査報告書－青森県外来種リスト	https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/nature/gairaishu-rest.html	平成20年6月		○	○		
3		岩手県								現在とりまとめ中
4		宮城県								
5		秋田県								
6		山形県								
7		福島県								
8	関東	茨城県	茨城県内の特定外来生物	https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukan/kyo/shizen/tayousei/alien_species/alien_species_of_ibaraki/alien_species_of_ibaraki.html	平成31年3月					特定外来生物のみ掲載
9		栃木県								
10		群馬県								
11		埼玉県	埼玉県レッドデータブック2011 植物編（5 希少植物を脅かす外来植物）	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/red/reddatabook2011-plants.html	平成24年3月			○		植物のみ掲載
12		千葉県	千葉県の外来生物リスト	http://www.bdcchiba.jp/alien/2020/gairai_list2020.pdf	平成25年3月	令和2年3月	○	○		
13		東京都								
14		神奈川県	丹沢大山の外来生物一覧	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f48/p871483.html	平成27年1月		○			県内一部地域のみ掲載
15		山梨県								
16		新潟県								
17		静岡県	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストのうち、静岡県内に生息している＜動物＞＜植物＞	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoka-070/wild/documents/chushutu_list280107.pdf	平成31年1月		○	○		
18	中部	石川県	石川県内の外来種問題の事例と対応	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/gairaishu/sub03.html						県内の代表的な外来種をHPに掲載
19		福井県								
20		岐阜県								
21		愛知県	あいちの外来種移入種対策ハンドブック 付属資料－ブルーデータブックあいち2012－	https://www.pref.aichi.jp/kankyo/size-n-ka/shizen/gairai/	平成24年3月		○	○		

		愛知県で対策が必要な外来種30	https://www.pref.aichi.jp/kankyo/size-n-ka/shizen/gairai/measure30/					
22	三重県							
23	信越	富山県					○	
24		長野	特定外来生物の拡大を防ぐために	https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/hogo/gairai/documents/gairaipanhu.pdf	平成30年3月		○	特定外来生物のみ掲載
25		滋賀県	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第27条第1項の規定による指定外来種の指定	https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00001047.html#e000000010	平成19年2月	令和2年3月		条例による指定種の一覧
26		京都府	京都府外来生物リスト	http://www.pref.kyoto.jp/gairai/list/index.html	平成17年	令和2年3月	○	○
27		大阪府	大阪府の外来生物	http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/zukan/zukan_database/sonota/name_list.html				県内の代表的な外来種をHPに掲載
28	近畿	兵庫県	兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）（2010）	https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/ip/environment/%E7%94%9F%E7%89%A9%E5%A4%9A%E6%A7%98%E6%80%A7/%E5%A4%96%E6%9D%A5%E7%94%9F%E7%89%A9/	平成22年3月	令和元年10月		○
29		奈良県	奈良県外来種リスト-奈良県で注意すべき動植物- 概要	http://www.pref.nara.jp/item/157849.htm	平成28年3月			○
30		和歌山県	和歌山県の外来種リスト	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/032500/gairai/list.html	平成31年3月		○	○
31		鳥取県	鳥取県外来性動植物のリスト（2007）	https://www.pref.tottori.lg.jp/251932.htm	平成19年		○	○
32		島根県						
33		岡山県						
34		広島県						
35	中国四国（四国）	山口県	山口県外来種リスト	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/e/4/2/e42f4509659fd21cf952ded411c8203.pdf	平成30年3月		○	○
36		徳島県						
37		香川県	侵略的外来種リスト	今後公表	令和3年3月予定			○
38		愛媛県	侵略的外来生物リストー覧	https://www.pref.ehime.jp/h15800/gairaiseibutu/documents/list.pdf	平成21年4月			○
39		高知県	高知県で注意すべき外来種リスト	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/files/2020070200344/file_20207142142755_1.pdf	令和2年7月			○
40		福岡県	外来種について～外来生物法と侵略的外来種リスト～	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/content/sinryakugairai.html	平成30年4月			○

41	九州	佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例第65条の規定による移入規制種の指定	https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314145/index.html	平成18年4月		○		条例による指定種の一覧	
42		長崎県	長崎県外来種リスト	https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/10/1569889207.pdf	令和元年7月		○	○		
43		熊本県	県内で確認された特定外来生物等一覧	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/52/50817.html	平成27年12月					県内の代表的な外来種をHPに掲載
44		大分県	大分県の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストについて	https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/1057761_1450780_misc.pdf	平成29年3月		○	○		
45		宮崎県	宮崎県内で確認されている主な特定外来生物	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shizen/kurashi/shizen/index-02.html						県内の代表的な外来種をHPに掲載
46		鹿児島県	鹿児島県外来種カルテ	https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/gairaisyukarte.html	平成29年3月	平成30年3月	○			
			鹿児島県外来種リスト	http://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/kankyo/yasei/gairai/documents/51561_20170405164635-1.pdf	平成28年3月	平成29年3月	○	○		
47	沖縄奄美	沖縄県	沖縄県対策外来種リスト	https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/documents/gairaisyulist20190724.pdf	平成30年8月		○	○		

特定外来生物被害防止基本方針（防除の主体に関する記載 抜粋）

第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

特定外来生物については、①指定時に既に野外等に存在する場合、②指定後、野外へ遺棄又は逸出等をされることにより、生態系等に被害を及ぼすおそれが生じる場合が考えられることから、必要に応じ、特定外来生物の防除（捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施等）を行うこととする。

その際、既に野外等に存在する場合には、計画的な防除の取組が必要であるとともに、新たに遺棄又は逸出等したものについては緊急の取組が必要であることに留意する。

防除が必要な場合には、都道府県からの意見を聴いて地域の状況を踏まえつつ、かつ、関係者と連携を図りながら、国が防除の公示を行い、その上で科学的知見に基づき適切に防除を実施する。

なお、防除の実施に当たっては、防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する。

1 防除の公示に関する事項

(1) 防除の主体及び公示の方法

国は、制度上その保全を図ることとされている地域など、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から、防除を進める。

地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体又は民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に沿って防除が積極的に進められることが期待される。

実際には、国、地方公共団体、民間団体等が防除を行う地域が相互に関わり合っている場合が多く、このような場合には、各主体の役割に応じ、連携して適切な防除がなされることにより、全体として効果的な防除が推進されるものである。

外来種被害防止行動計画（第2節 各主体の役割と行動指針 抜粋）

1 国

【現状分析】

国は、2005年（平成17年）に外来生物法を施行し、本法に基づき、特定外来生物の輸入、飼養等の規制を行い、生物多様性保全上重要な地域における防除、防除手法の技術開発、各種所管事業における外来種対策等を実施してきました。

特に生物多様性保全のために外来種対策を実施し、また全国各地における防除が効果的、効率的に実施されるための考え方を国として整理するにあたり、その中でも中核となるべき環境省において、外来種問題を正しく理解するための普及啓発、外来種の分布情報等の把握・提供、関係行政機関や地方自治体等と連携した広域の防除の推進等については、十分実施できていません。

【求められる役割】

環境省、農林水産省、国土交通省は、以下の役割分担の下、連携して施策を推進します。

- ・環境省は、外来生物法を所管し、主に生物多様性保全の観点から施策を推進するとともに、各省庁の外来生物対策の連携のための調整を行います。
- ・農林水産省は、主に農林水産業被害防止の観点から外来生物法を所管し、関連した施策を推進するとともに、外来種との適切な関わり方を考慮した農林水産業の推進を行います。
- ・国土交通省は、道路や河川の管理及び都市の緑地保全・緑化推進等を所管する観点から、各所管事業ごとに必要に応じて策定する外来種対策の手引き等に基づき、外来種との適切な関わり方を考慮した事業を実施します。

また、河川や湖沼における生態系被害及び農林水産業被害を発生させるオオクチバス、アライグマ等の防除等、複数の省の管轄にまたがる場合は、互いに緊密に連携をとりながら施策を推進します。

上記の役割分担と連携の下、我が国全体の外来種対策の方針を示すとともに、以下の外来種対策を総合的に推進します（詳しくは「第2部第1章 国による具体的な行動」参照。）。

- ・ 外来種に関連する法令を整備し、適切に運用すること。
- ・ 国、又は地域ごとに優先すべき防除対象を明確にするため、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの策定などにより、対策の優先度の考え方を整理し、公表すること。
- ・ 全国的な観点から新たな外来種の導入を防止するため、侵入の可能性の高い地域におけるモニタリングや早期防除を関係機関と連携して支援もしくは実施すること。
- ・ 世界自然遺産地域やラムサール条約登録地など国際的にもその保全を図ることが求められる地域や、全国的な観点から生物多様性の保全上優先度の高い重要な地域において、侵略性が高い等の防除の優先度の高い種について、関係機関と連携して自ら防除を実施すること。
- ・ 各防除実施主体に対しても、優先度に基づいた効果的、効率的な防除を推奨し、特に広域的な防除が必要な場合など、防除の優先度が高い場合は、防除方法などの技術開発、防除方法に関するマニュアル等の作成等の技術的、資金的な支援を行うほか、多様な主体の協力、参加による連携を推進、支援し、効果的、効率的に実施できるようにすること。
- ・ 各種事業に関わる外来種の適正な管理や代替種の開発及び利用等により、外来種の利用に伴う被害の防止を図ること。
- ・ 外来種に関する情報（生態学的情報、侵入状況、被害の実態等）を収集、整理し、普及啓発を実施して防除の重要性に係る認識の向上を図るとともに、各主体が効果的、効率的、戦略的な防除等を連携して実施できるよう、全国的な観点から幅広く情報を提供すること。

2 地方自治体（都道府県及び市町村）

【現状分析】

多くの自治体は外来生物法成立以前より、主に農林水産業及び人の生命・身体に係る被害を及ぼす外来種を中心に防除を実施してきました。特に侵略的外来種の防除の担い手として、これまで大きな役割を果たしてきました。外来生物法の成立後は、一部の地方自治体で外来種対策を含む条例や独自の侵略的外来種のリストを作成しています。しかし、多くの地方自治体において、在来種による被害対策との区別が明確でないなど、外来種対策の位置づけが十分ではなく、それが原因で外来種対策の方針や予算、実施体制は脆弱で、対策の実施は過重な負担となっています。

【求められる役割】

地方自治体は、地域の実情に精通し、その地域の生物多様性の保全、農林漁業の振興、住民の安全確保に責任を有する立場から、外来種対策の推進に大きな役割を担っています。また、環境基本法及び生物多様性基本法において、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められていることから、関係機関及び関連部局間で連携を密にして、以下の外来種対策を実施することが求められます。なお、地方自治体のうち、都道府県と市町村の果たすべき役割は一部重複するものの異なる役割もあります。特に市町村においては被害の発生地域における防除など、地域の実情に応じた防除の実施が中心となりますが、都道府県においては、地域の自然環境の特性や社会的な条件に応じて、防除も含めた以下の総合的な外来種対策を推進することが期待されます。

また、外来種問題に携わる部署が複数にまたがる自治体がほとんどであり、さらに、外来種の分布は行政界とは必ずしも一致しないため、一つの自治体のみで解決できる外来種問題は少ないことから、適切な対策を講じていく上では、自治体内の部署間もしくは関係する自治体間において外来種対策に係る連絡会議もしくは協議会を設立するなど密接に連携をすることや、そのような場を活用して役割分担を明確にすることが必要です。

- ・ 地域の生物多様性を保全及び持続可能な利用を図る観点から、地方自治体では、生物多様性地域戦略を策定することが求められており、当該戦略を踏まえ、侵略的外来種に関する条例、侵略的外来種のリスト等を策定するなど、当該地域における優先すべき防除対象を明確にした上で、地域における外来種対策を総合的に推進すること。
- ・ 地域の生態系等に係る被害を及ぼす侵略的外来種について、地域の自然的社会的条件に応じた普及啓発を実施すること、地域への新たな侵略的外来種の被害を未然に防止するため、侵略的外来種の早期発見・早期防除を目的とした侵略的外来種のモニタリングや、専門家や市民から情報の収集を図ること。
- ・ 地域の生物多様性の保全、地域の住民の安全、財産を確保する観点から、その地域に初期侵入した侵略的外来種の緊急的な防除、さらに、既に定着し、大きな被害を及ぼす侵略的外来種について周辺の地方自治体と連携した計画的な防除を実施すること。
- ・ 我が国における外来種の防除の多くは、その種が定着している地域の主体的な関わりが不可欠であり、将来にわたって、外来種の防除を維持、より発展させるためには、防除実施者に対して研修を行うなど、防除を実施する人材を育成すること。

特定第二種国内希少野生動植物種の選定について

1. 制度創設の背景

我が国においては、多くの絶滅危惧種が里地里山等の二次的自然に依存している（昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定）。そうした二次的自然に分布する昆虫類や淡水魚類等の種については、自然界においては個体数が減少し、絶滅のおそれがあるものの、多産であり、生息・生育地の環境改善がなされれば速やかに個体数の回復が見込めるものが多い。このような種の保全のためには、生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効であり、個体数が著しく少なくなければ、個体の捕獲等及び譲渡し等を規制することは必ずしも優先度は高くない。一方で、販売業者等の大量捕獲等がなされた場合には種の存続に支障を来すおそれがある。

こうした趣旨から、平成29年度の種の保存法改正において、販売又は頒布等の目的での捕獲等、譲渡し等及び陳列・広告のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種（以下、「特定第二種」という。）」制度を創設した。（同法は平成30年6月に施行）。

2. 今年度の指定候補種

- ・ 前回科学委員会で了解された選定プロセス（5. 候補種選定の考え方参照）に基づき検討した結果、制度創設後初の先行指定として、トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ及びタガメの3種を指定候補種に選定。
- ・ 本格的な指定は2021年度～を予定。

3. 定義

条文上の特定第二種の定義は以下の通り。

- ・ 種の保存法第4条第6項

6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

- 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。
- 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。
- 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。
- 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

- ・ 希少野生動植物種保存基本方針 第二 4

4 特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

ア 第二1（1）イ又はウに該当する種

イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種

ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が

見込まれる種

- エ ワシントン条約附属書 I に掲載された種 (我が国が留保している種を除く。) 及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

4. 行為規制

特定第二種を含む国内希少野生動植物種の区分毎の捕獲等及び譲渡し等の規制内容は以下の通り表、国内希少野生動植物種の区分毎の規制内容

区分	捕獲等		譲渡し等	
	販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外
国内希少野生動植物種	×	×※1	×	×※1
特定第一種	×※2	×	○※3	○
特定第二種	×	○	×	○

- ※1 学術研究又は繁殖等、公益的な目的の捕獲や譲渡しで、環境大臣の許可を受けた場合は可能。
- ※2 特定国内種事業に係る譲渡し又は引き渡しのためにする繁殖の目的で行う捕獲で、環境大臣の許可を受けた場合は可能。
- ※3 事業を行おうとする者は、あらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

【法第9条第2項及び法第12条第3項における販売又は頒布の適用範囲について (案)】

法第9条第2項において、「販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きた個体の捕獲等をする場合」は、捕獲等の規制対象外とされている。また、法第12条第3項において、「販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種 (以下「特定第二種」という。) の個体等の譲渡し等をする場合」は、譲渡し等の規制対象外とされている。

今般、特定第二種国内希少野生動植物種の指定に伴い、法第9条第2項及び法第12条第3項に規定される販売又は頒布目的での個体の捕獲等及び譲渡し等の規制に関する適用範囲について、以下の通り整理する。

(1) 法第9条第2項及び法第12条第3項における販売又は頒布の適用範囲

本法における販売とは、対価を得て他人にある財産権を移転することをいう。インターネットオークション、店頭販売等の販売手段によらず、金銭又は金銭的価値に換算できるような対価を得て特定第二種の個体等 (譲渡し等の対象には動物の標本を含む。以下同様) を譲渡し等する場合は販売にあたる。

また、本法における頒布とは、有償、無償を問わず、不特定又は特定多数の者に配り分けることをいう。一名に対して配り分ける行為であっても誰でも対象者になりうるような場合は不特定の者に対する行為とみなされる。

商業目的の販売・頒布のために行われる捕獲等又は譲渡しは、大量の個体の捕獲等が当該種の保存に支障を来したり、個体を種の保存のために適切に取扱うことができないおそれがあるため、禁止される。

一方、学術研究、繁殖、教育、当該種の生息状況又は生育状況の調査、その他種の保存に資すると認められる目的で行う個体の捕獲等又は譲渡し等については、種の保存への支障や、個体の不適切な取扱いが生じるおそれが少なく、種の保存のために飼育者を募集するなど不特定又は特定多数の者を対象とする場合であっても、それを販売又は頒布目的の捕獲等又は譲渡し等として禁止する必要はない。

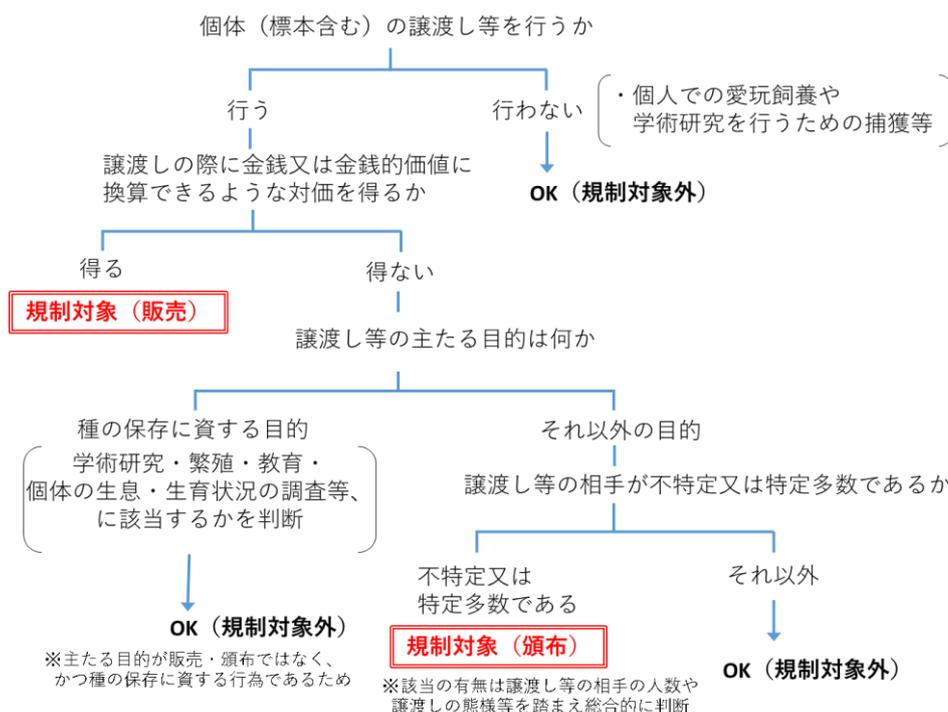
上記以外の目的で不特定又は特定多数の者に配り分ける場合、原則として頒布に該当するものとして規制対象となり得ると考えられる。ただし、禁止行為に当たるかどうかは、個別の事案を踏まえ、反復性、対価の程度、譲受けを行う者との関係や人数、大量の個体の捕獲等が生じる可能性等の種の保存への影響の程度を踏まえ、総合的に行う。

(2). 法第9条第2項及び法第12条第3項の規制の適用例

行為の例	特定第二種の規制
インターネットオークション・店頭での個体等の販売・購入	規制対象
個人間での個体等の販売・購入	規制対象
店頭・商業目的のイベントにおける個体等の無償配布	規制対象
学術研究や生息状況の調査を目的とした捕獲等又は譲渡し等	規制対象外
系統保存や野生復帰等の保全を目的とした飼育又は繁殖に伴う個体等の捕獲等又は譲渡し等	規制対象外
特定の個人に対する商業目的でない個体等の譲渡し等	規制対象外※

※種の保存に影響がないものに限る。

(3). 法第9条第2項及び法第12条第3項における販売又は頒布の適用フロー図



5. 候補種選定の考え方

- 候補種の選定に当たっては、種の保存法第4条の要件及び希少野生動植物種保存基本方針に定めた要件や、制度の趣旨を踏まえ、一次選抜では、指定条件への合致を確認し、二次選抜では、優先的に先行して指定を進めるべきかどうかの優先度を決定する。

(1) 一次選抜：指定条件への合致

種の保存法第4条第6項	条件
<p><第一号> 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。</p>	<input type="checkbox"/> 個別に判断する
<p><第二号> 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。</p>	<input type="checkbox"/> レッドリストカテゴリー・判定基準を活用 <input type="checkbox"/> 個体数基準であるC・Dを用いるものは対象外 <input type="checkbox"/> 基準A（個体群の減少）・基準B（出現範囲・生息地面積の僅少等）・基準E（数量解析による絶滅の可能性）を用いるものから選定 <input type="checkbox"/> 原則としてEN・VUの種から指定する。 （CRの種でも個体数が少なくなく、規制の効果が見込まれるものは将来的に候補になりうる）
<p><第三号> 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。</p>	<input type="checkbox"/> 両生類、魚類、昆虫類は基本的に適合すると判断する <input type="checkbox"/> 維管束植物等のその他の分類群については次年度以降に検討する
<p><第四号> 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。</p>	<input type="checkbox"/> ワシントン条約附属書I掲載種（留保種以外）及び渡り鳥等保護条約に基づく通報種以外が対象

○ 特定第二種の規制内容との整合性：「捕獲」又は「管理放棄」が減少要因の種

○ 運用面での整理：非漁業対象又は流通量が多すぎない種

(2) 二次選抜：特に優先して指定を検討すべき種

① 対策効果（流通規制の効果が高い種／生息環境の維持又は改善の効果が高い種）、② ハビタット条件（里地里山等の二次的自然）、③ 波及効果（他種の保全への貢献）、④ 普及啓発・調査研究の推進（フラッグシップ種等）、⑤ 保全活動（保全活動が期待できる種）の複数条件に合致した種の優先順位を上げる。

絶滅危惧種 (CR・EN・VU、学名あり)

注：下線部は環境省RDBで機械的に判断
それ以外の部分は有識者判断を要する

■一次選抜
特定第二種候補種の絞り込み (国内希少種や特定第一種との棲み分け)

①前提条件

- ・種¹の保存法第4条第6項の条件への適合
- 第1号：個別に判断 →第2号：レッドリスト判定基準AB及びE
- 第3号：両生類・魚類・昆虫類は適合 →第4号：CITES付属書I掲載種以外
- ・生息地保全の効果 (開発圧の有無を含む)

②特定第二種の規制内容との整合性

- ・捕獲採取圧及びそれに付随する取引の有無
- ・国内希少種指定では規制が厳しすぎる種 (種の存続に管理行為が必要な種等)

+

③運用面での課題

- ・野生個体に頼らない養殖栽培技術の有無
- ・大きな市場の有無

■二次選抜
特に優先して指定を検討すべき種の絞り込みに当たっての検討事項

<p>①対策効果 (期待される効果の明確化)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 45%;"> <p>流通規制の効果が高い種 (販売・頒布目的の捕獲や流通が 主な減少要因になっている種)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 45%;"> <p>生息環境の維持又は 改善の効果が高い種</p> </div> </div>	指定による効果	特定第二種を知っていたために適切な種であるかの観点	
<p>②ハビタット条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里地里山等の二次的自然に主に分布する種 ・環境保全上重要な地域 (重要里地里山等) に分布する種 			
<p>③波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息地に他の絶滅危惧種も多数生息し、本種の保全が他の種の保全にもつながる種 			
<p>④普及啓発・調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育等 (調査研究含む) に活用されることの多い種 ・当該地域に生息する代表的な種 (フラッグシップ種) ・かつて身近に生息し、一般にも比較的広く認知されている種 			保全対策の拡充
<p>⑤保全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全活動が活発に行われている又は行われる可能性のある種 ・都道府県や市町村と連携して保全を進めることができる種 			

先行指定の候補種の抽出

※先行指定の候補種については都道府県のレッドリスト・条例指定等の情報も参考にする。

5. 今後の保全対策の方向性

- 生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効な特定第二種については、保護対策を周知するとともに、必要に応じて生息地等保護区や保護増殖事業をはじめとする関連制度・事業を積極的に活用する。

- 捕獲を過度に増長させることのないよう、特定第二種の指定に当たっては、保全上の留意点をまとめた資料や普及啓発資料をあわせて作成し、適切な情報発信を行う。
- 特定第二種については、各種について関係主体が取り組む保全活動を含めて、環境省ウェブサイトに掲載し、保全を後押しする。生物多様性保全推進支援事業等を活用した民間主体の活用も支援・共有化を図る。

特定第二種制度

～里の希少種保全の新たな仕組み～

- 日本では現在、3,700種を超える動植物が絶滅危惧種となっています。(2020年時点)
- このうち多くの種が里地里山等の二次的自然に生息しています。
例えば、両生類、淡水魚類、昆虫類の約7割が二次的自然に生息すると推定されています。
- 環境省ではこれまで絶滅のおそれの高い種を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づき「国内希少野生動植物種」に指定して保護対策を行っていましたが、二次的自然の絶滅危惧種を対象にした指定と保護対策は十分に進んでいませんでした。

©Aurelie Roperch

- 特定第二種国内希少野生動植物種(以下、「特定第二種」という。)制度は、**里地里山等の二次的自然の希少種を対象にした新たな種指定の制度**です。
- 特定第二種制度は平成29年度(2017年)の種の保存法改正で創設され、翌年に施行され、令和2年(2020年)からは種指定が行われています。

制度がつくられた背景

- 二次的自然に分布する種(両生類、淡水魚類、昆虫類等)は、生息・生育地の環境が改善されれば速やかに個体数の回復が見込めるものが多いのが特徴です。
- このような種の保全のためには、**生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効**であり、個体数が著しく少なくなれば、個体の捕獲等及び譲渡し等を規制することは必ずしも優先度は高くありません。
- 一方で、**販売業者等による大量の捕獲等がなされた場合には種の存続に支障を来すおそれ**があります。

種の保存法に基づく**国内希少野生動植物種**には、捕獲、譲渡し等、輸出入等が規制される通常の国内希少野生動植物種の他に、主に山野草を対象に一般の流通を認める**特定第一種国内希少野生動植物種**、**特定第二種国内希少野生動植物種**の3種類があり、規制は下の表の通り異なります。

	指定	捕獲等	陳列・広告	譲渡等	輸出入	指定種の例
国内希少野生動植物種	絶滅のおそれがあると判断される種	原則禁止	原則禁止	原則禁止	輸出は原則禁止※1	イリオモテヤママネコ、ヤンバルテナゴコガネ
	商業的な繁殖が可能な種(特定第1種国内希少野生動植物種)	原則禁止	— (事業届出が必要)	— (事業届出が必要)	—	レブンアツモリソウ、アマミデンダ
	主に二次的自然に分布する種(特定第2種国内希少野生動植物種)	販売・頒布等の目的で行うものは原則禁止	—	—	輸出は原則禁止	トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメ

※1 輸入は原則可能ですが、渡り鳥条約等に基づく種(トキ、タンチョウ、シマフクロウ等)の輸入時には証明書添付が必要です。

特定第二種の指定

令和2年2月に指定されたのは以下の3種です。いずれも健全な里地里山の指標となる絶滅危惧種です。今後も流通規制や生息環境の維持、改善の効果が高い種を中心に、順次指定を進めていく予定です。

トウキョウサンショウウオ

学名: *Hynobius tokyoensis*

- 森林に生息、水辺で産卵
- 環境省レッドリストカテゴリー：絶滅危惧II類(VU)
- 分布域：関東地方と福島県の一部

カワバタモロコ

学名: *Hemigrammocypripis neglectus*

- ため池や水路に生息
- 環境省レッドリストカテゴリー：絶滅危惧IB類(EN)
- 分布域：静岡県から西の本州、四国、九州の一部

タガメ

学名: *Kirkaldyia deyrollii*

- 水田やため池に生息
- 環境省レッドリストカテゴリー：絶滅危惧II類(VU)
- 分布域：全国(生息が確認されているのは19府県)



トウキョウサンショウウオ © 吉川夏彦



カワバタモロコ © 高久宏佑



タガメ

© 自然環境研究センター

主な規制内容と罰則

販売・頒布を目的とした個体等の

- 捕獲等
- 譲渡し等
- 陳列・広告

が原則禁止されます。

加えて、個体等の輸出も原則禁止となります。

捕獲等や譲渡し等の規制に違反した場合の罰則は

- 個人の場合：5年以下の懲役
または500万円以下の罰金

- 法人の場合：1億円以下の罰金

となっています。

よくあるご質問

Q 指定前から飼っていた個体にも規制がかかるのですか。

A がかかります。指定前からの飼育個体やそこから繁殖させた個体についても販売・頒布はできません。

Q 指定されたときにその種を飼っていた場合はどうすればよいですか。

A 指定時に飼っていた個体をそのまま飼いつけることには規制はかかりませんので、そのまま大切に飼いつけていただくようお願いします。

Q 指定種の卵にも規制がかかりますか。

A 種の保存法施行令で定める卵や種子には規制がかかるため、販売・頒布はできません。令和2年に指定された3種の中ではトウキョウサンショウウオとタガメの卵が指定されています。

Q 指定種の標本にも規制がかかりますか。

A 昆虫標本等、個体の全形を保った標本は種の保存法で定める「加工品」にあたります。例えばタガメの標本の販売・頒布はできません。

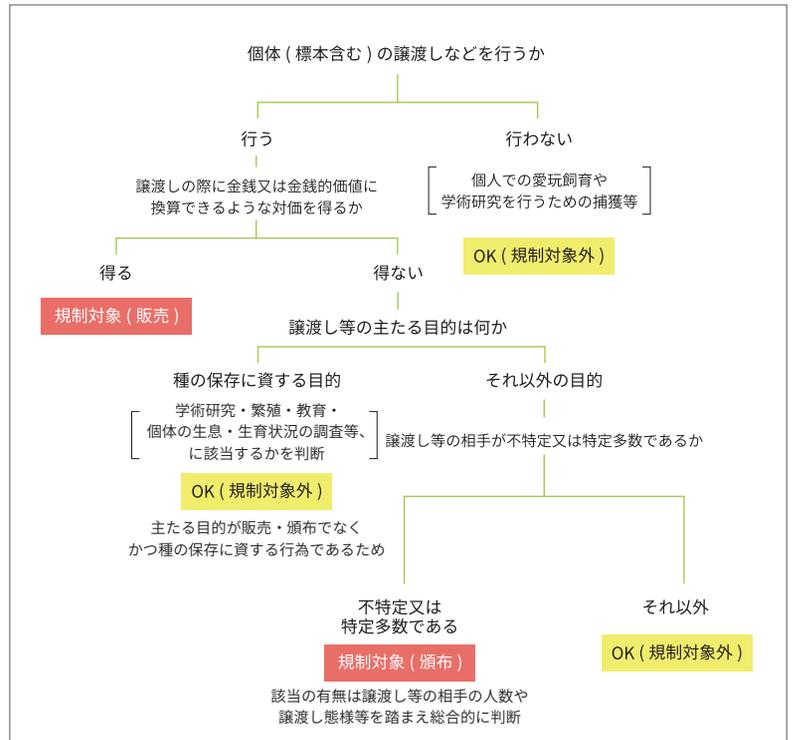
最新の指定種や指定されている卵・種子の一覧は環境省 HP をご覧ください。

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

皆様へのお願い

- 販売・頒布以外の場合でもむやみな捕獲はやめましょう。
- 飼育している個体は最後まで飼いつけましょう。
- 捕獲・飼育している個体をみだりに別の場所へ放つことはやめましょう。
- 特定第二種とその生息環境の保全に参加してみましょう。

販売・頒布の規制適用フロー



希少野生動植物種保存基本方針（レッドリスト関連部分抜粋）

第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想

2 絶滅危惧種の保存施策の基本的考え方

今日、野生動植物の種を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大等による生息地等の消滅、里地里山などの利用・管理の不足による生息・生育環境の悪化、外来種による捕食等の影響又は化学物質による環境汚染等である。種を絶滅の危機から救うためには、これらの圧迫要因を除去又は軽減するとともに、保存を図ろうとする種の生態的特性などの生物学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。

このため、生物学的知見に基づき、また、種を取り巻く社会的状況を考慮した上で、絶滅危惧種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息地等における行為を適切に規制する等の措置を講ずる。さらに、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。

絶滅危惧種の保存は、国際的にも緊急の課題であり、我が国も積極的な協力が求められている。このため、本邦における絶滅危惧種のみならず、国際条約等に基づき我が国がその保存に責任を有する種についても、輸出入及び譲渡し等を規制する措置を講ずる。

絶滅危惧種の保存施策は、生物学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、絶滅危惧種に係る基礎的な資料として、絶滅のおそれを評価した野生動植物の種のリスト（以下「レッドリスト」という。）を作成するほか、施策の推進に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

以上の施策は、国民の理解及び協力並びに関係者との連携の下に、関連制度を活用しつつ、人と野生動植物の共存を図りながら推進する必要がある。このため、レッドリストの活用等により、絶滅危惧種の保存に対する国民の理解を深めるための普及啓発・教育活動及び保存施策に係る国民の参画を推進する。

また、これらの施策は、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進する。

自然公園法（放出規制、都道府県立自然公園関連部分抜粋）

■放出規制関連部分抜粋

第二章 国立公園及び国定公園

第四節 保護及び利用

（特別地域）

第二十条

（中略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

（中略）

十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

（中略）

十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

（特別保護地区）

第二十一条

（中略）

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

（中略）

三 木竹を植栽すること。

四 動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）。

（中略）

八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

■都道府県立自然公園関連部分抜粋

第二章 都道府県立自然公園

（指定）

第七十二条 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。

（保護及び利用）

第七十三条 都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するためその区域内に特別地域を、都道府県立自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため特別地域内に利用調整地区を指定し、かつ、特別地域内、利用調整地区内及び当該都道府県立自然公園の区域のう

ち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域、利用調整地区又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

2 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し認定関係事務の実施のため必要がある場合に、都道府県知事が第二十五条から第三十一条までの規定の例により指定認定機関を指定し、当該指定認定機関に認定関係事務を行わせることができる旨を定めることができる。

3 都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集団施設地区を指定し、かつ、第三十七条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同条第一項各号に掲げる行為を禁止することができる。

(風景地保護協定)

第七十四条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し自然の風景地の保護のため必要がある場合に、地方公共団体又は次条の規定に基づく条例の規定により指定された公園管理団体が前章第六節の規定の例により土地の所有者等と風景地保護協定を締結することができる旨を定めることができる。

(公園管理団体)

第七十五条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため必要がある場合に、都道府県知事が前章第七節の規定の例により公園管理団体を指定することができる旨を定めることができる。

(実地調査)

第七十六条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第六十二条の規定の例により当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、又は同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

(損失の補償)

第七十七条 都道府県は、第七十三条第一項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第七十八条 第七十三条第一項の規定に基づく条例の規定による都道府県知事の処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、第六十三条第一項後段及び第二項の規定を準用する。

(協議等)

第七十九条 都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

2 都道府県が第七十三条第一項の規定に基づく条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第六十八条の規定の例による。

(報告、助言又は勧告)

第八十条 環境大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園に関し、必要な報告を求めることができる。

2 環境大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園の行政又は技術に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(国立公園等との関係)

第八十一条 国立公園若しくは国定公園又は自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域は、都道府県立自然公園の区域に含まれないものとする。

自然環境保全法（放出規制、都道府県自然環境保全地域等関連部分抜粋）

■放出規制関連部分抜粋

第三章 原生自然環境保全地域

第二節 保全

（行為の制限）

第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

（中略）

八 木竹を植栽すること。

九 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

（中略）

十一 動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）。

第四章 自然環境保全地域

第二節 保全

（特別地区）

第二十五条 環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

（中略）

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号若しくは第六号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（第二十八条第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第二号に掲げる行為で前項の規定により環境大臣が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

（中略）

四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

五 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

■都道府県自然環境保全地域等関連部分抜粋

第六章 都道府県自然環境保全地域及び都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関

（都道府県自然環境保全地域の指定）

第四十五条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域における自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを都道府県自然環境保全地域として指定することができる。

2 自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域は、都道府県自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

（保全）

第四十六条 都道府県は、都道府県自然環境保全地域における自然環境を保全するため、条例で定めるところにより、その区域内に特別地区（野生動植物保護地区を含む。）を指定し、かつ、特別地区（野生動植物保護地区を含む。）内及び都道府県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内における行為につき、それぞれ自然環境保全地域の特別地区（野生動植物保護地区を含む。）又は普通地区における行為に関する第四章第二節の規定による規制の範囲内において必要な規制を定めることができる。この場合においては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

2 都道府県は、前項の規定に基づく条例で第十八条第一項の権限に相当する都道府県知事の権限を定めた場合においては、当該条例で、都道府県知事が同条第二項及び第三項の規定の例によりその職員にその権限の一部を行なわせることができる旨を定めることができる。

3 第三十二条の規定は、第一項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

（実地調査）

第四十七条 都道府県は、条例で、都道府県自然環境保全地域に関し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第三十一条の規定の例によりその職員に他人の土地に立ち入り、同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

（損失の補償）

第四十八条 都道府県は、第四十六条第一項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（報告、助言又は勧告）

第四十九条 環境大臣は、都道府県に対し、都道府県自然環境保全地域に関し、必要な報告を求めることができる。

2 環境大臣は、都道府県に対し、都道府県自然環境保全地域の行政又は技術に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。

（国等に関する特例）

第五十条 都道府県が第四十六条第一項の規定に基づく条例で都道府県自然環境保全地域の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行う行為に関する特例については、第三十条において準用する第二十一条の規定の例による。

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）及び鳥獣の保

護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

Largemouth bass
オオクチバス

Signal crayfish
ウチダザリガニ

Bullfrog
ウシガエル

Raccoon
アライグマ

外来種被害防止行動計画

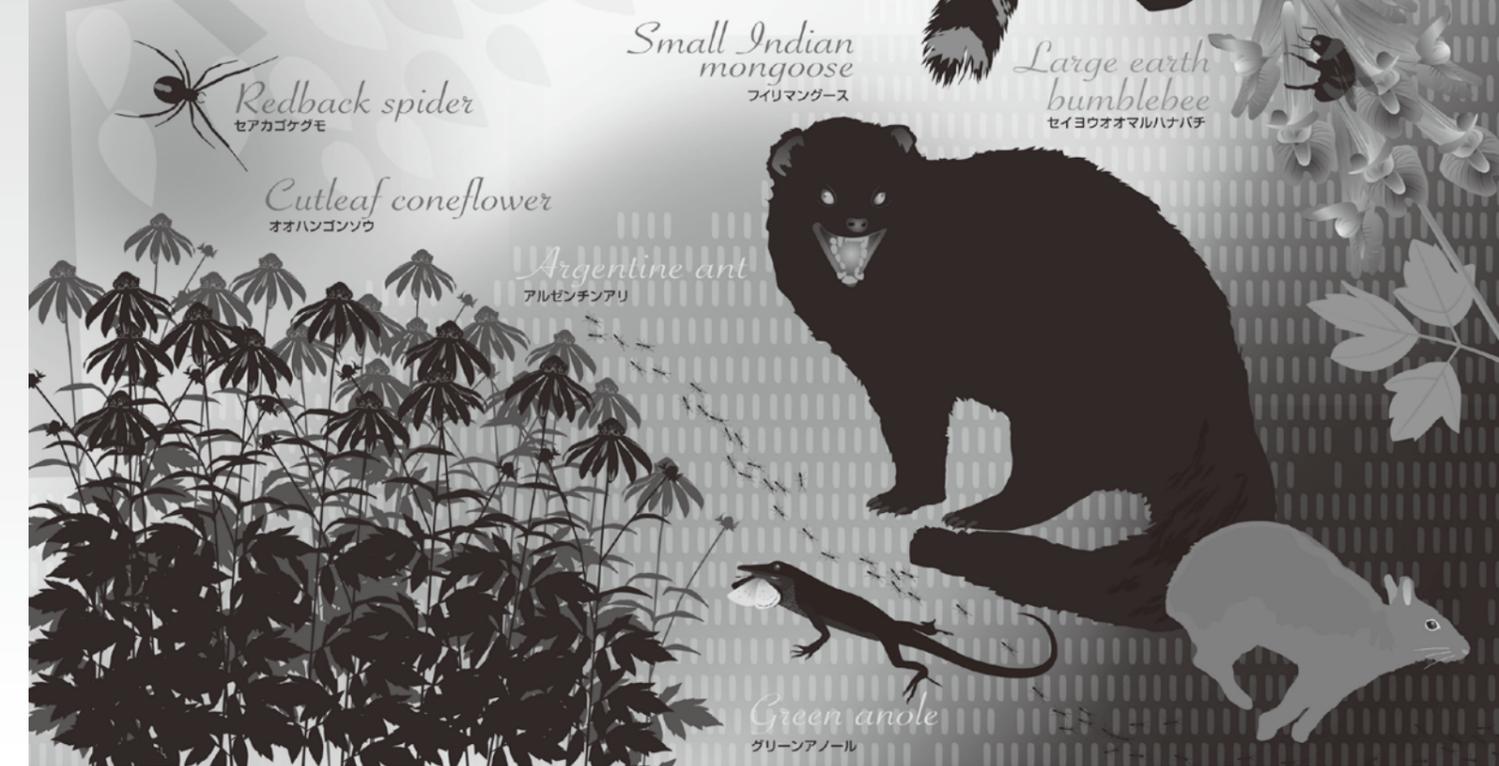
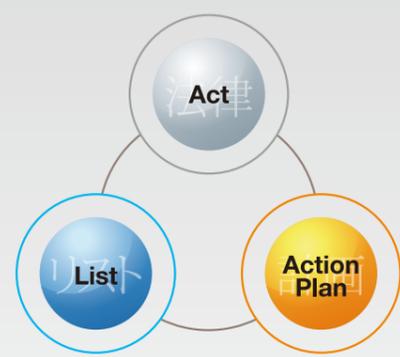
生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて



策定までの経緯

第1部 第1章 第1節
外来種対策をめぐる主な動向

- ・1992年 生物多様性条約採択（第8条に外来種対策について明記）
- ・2002年 生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）で外来種に関する「指針原則」が採択
- ・2005年 「特定外来生物による生態系等に及ぼす被害の防止に関する法律（外来生物法）」施行
- ・2010年 生物多様性条約COP10で採択された愛知目標の個別目標9で侵略的外来種について明記
- ・2012年 「生物多様性国家戦略2012-2020」において、「外来種被害防止行動計画」と「生態系被害防止外来種リスト」を愛知目標の達成に向け策定・作成することを明記
- ・2015年 「外来種被害防止行動計画」と「生態系被害防止外来種リスト」を公表



平成27年3月発行
編集・発行：環境省自然環境局
編集：一般財団法人 自然環境研究センター
デザイン：株式会社ハップ

外来種を知る

本資料は、「外来種被害防止行動計画」の重要なポイントをまとめたものです。各項目には、行動計画に対応する項目と項目名を付しておりますので、詳細については行動計画本体をご参照ください。

外来種とは？ 第1部 第1章 第2節 外来種問題の基本認識

今、日本各地で、本来の生息、生育地以外の地域から人為で運ばれた生物（外来種）が引き起こす問題が発生しています。被害が出ている地域では、侵略的外来種による被害を防止するための防除活動が行われており、一刻も早く被害を抑えることが求められています。

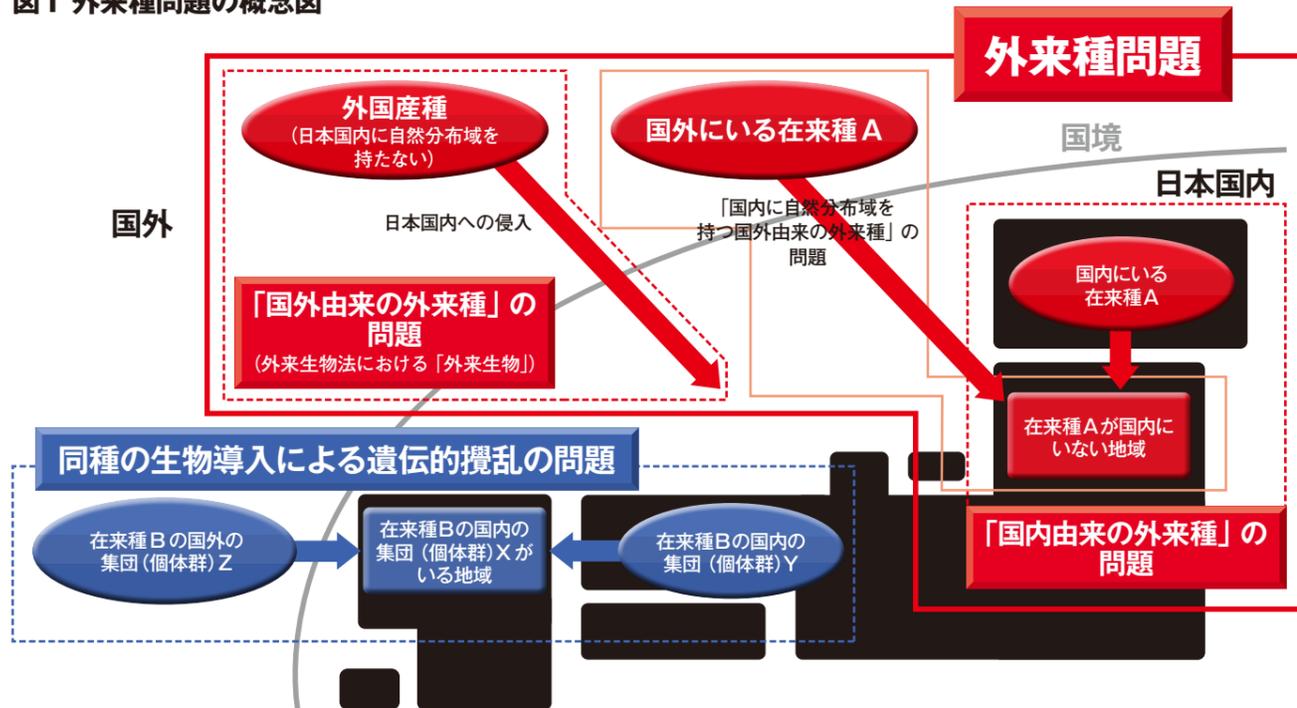
しかし、日本に存在する外来種すべてが問題を引き起こしているわけではありません。日本ではイネに代表されるように、昔から数多くの外来種が利用されてきました。家畜、園芸、食用、飼料など、用途もさまざま、私たちの社会・文明の発展に貢献し、現在の社会生活に欠かせないものも少なくありません。

これらのようにすべての外来種が問題を発生させているわけではなく、私たちの生活に有用な外来種もありますが、それらの中には侵略性を持ち、生態系などに被害を及ぼすものもあることは事実です。生物は、本来の生息・生育地では、その地域の生態系の一員として重要な役割を果たしていますが、私たち人間が人為的に持ち込むと、侵略性が発生する可能性があること（そのような外来種を侵略的外来種と言います。）を十分認識する必要があります。外来種問題は、私たち人間が引き起こした問題をであることを理解することが必要です。

外来種の用語の定義 第1部 第1章 外来種に関する認識と目標

外来種に関連する問題については、外来種被害防止行動計画では、次のとおり整理しています。

図1 外来種問題の概念図



※図中の矢印は、「導入（意図的・非意図的を問わず人為的に移動させること）」を示す。

海外で問題を起こしている日本の生きもの

日本から世界各地に導入されて繁茂しているクズや、アメリカで深刻な農業害虫となったマメコガネなど、日本で外来種が問題となっているように、逆に日本から世界各地に導入されることで問題を起こしている生きものもいます。



提供：伊丹市昆虫館（長島聖大）

©JWRC

外来種対策を推進するための3本の柱 第1部 第1章 第3節 行動計画の目的と役割

日本の外来種対策は、外来生物法による輸入等の規制や、これまでの防除により一定の成果が出ている地域があるものの、依然として侵略的外来種による被害は深刻です。世界的にも、侵略的外来種による問題は深刻であるため、生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の中にも、侵略的外来種への対策の必要性が盛り込まれました。

行動計画は、外来種による被害を防止するため、日本の外来種対策を推進することで、愛知目標の達成、さらに、生物多様性の保全、農林水産業の健全な発展を目的に策定しました。行動計画では、日本で起きている外来種問題について、これまで整理していなかった国内由来の外来種の問題も扱うなど、外来種に関する定義も含め総合的に整理しています。

さらに、各主体に外来種問題が認識され、それぞれの事業や

政策に外来種対策の観点が盛り込まれ実施されるようになる「外来種対策の主流化」を目指すとともに、国として実施すべき行動計画を整理しました。

今後は、これまで外来種対策をけん引してきた外来生物法、さらに、今回、併せて作成する生態系被害防止外来種リストとともに、日本の外来種対策の推進を目指します。



外来生物法

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を特定外来生物として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。

また、既に日本に侵入もしくは定着している特定外来生物に

ついては、国や地方自治体、民間団体などによる防除を実施することとしています。地方自治体や民間団体が防除を行う場合には、効率的な防除の実施のため、国による防除の確認・認定という手続きを受けることを規定しています。

図2 外来生物法で規制される事項 これらの規制に違反をすると、最高で懲役3年、罰金300万円（個人）又は1億円（法人）が科される場合があります。



我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

生態系被害防止外来種リスト

- 101種類**
定着を予防する外来種（定着予防外来種）
国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。
- 侵入予防外来種**
国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある。
- その他の定着予防外来種**
侵入の情報はあるが、定着は確認されていない種。

- 310種類**
総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）
国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。
- 緊急対策外来種**
対策の緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある。
- 重点対策外来種**
甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。
- その他の総合対策外来種**

- 18種類**
適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）
産業又は公益的役割において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理を行うことが必要な外来種。種ごとに利用上の留意事項を示し、適切な管理をよびかける。

愛知目標達成のため、環境省及び農林水産省では「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を作成しました。このリストは、日本の生物多様性を保全するため、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるものを選定したリストです。日本では初めて国内由来の外来種についても掲載しています。また、最新の定着状況や侵入経路、我が国における対策の方向性、利用上の留意点等についての情報を掲載種ごとに整理しています。

リストでは、規制のある特定外来生物、未判定外来生物以外の外来種についても広く対象としています。



外来種被害問題を知る

外来種問題とは？ 第1部 第1章 第2節 2 外来種問題の現状

人為的に持ち込むことを「導入」と言いますが、導入された外来種の侵略性により、生態系などで被害が発生することを、外来種問題と言います。

現在、世界各地で、外来種がさまざまな問題を引き起こしています。日本でも外来種の問題はとても深刻です。それではどのような問題が起きているのでしょうか？

外来種による被害は大きく3つに分けられます。一つ目は、

生態系への被害です。在来種（もともとその地域にいる生きもの）が追いやられるなど自然のバランスがくずれてしまうことがあります。二つ目は、人の健康への被害です。毒を持っていたり、かまれたりすることにより、私たちの健康に危険がおよぶことがあります。三つ目は、農林水産業への被害です。野菜や果物、漁業の対象となる生きもの（魚など）を食べたりして、私たちの生活に影響をあたえることがあります。

図3 侵略的外来種による被害



生物多様性と外来種

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物（種）が生まれました。これらの生物（種）にはそれぞれ個性があり、直接もしくは間接的に支えあ

い生きています。また、生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルがあるとされています。外来種は、日本の生物多様性に損失をもたらしている4つある大きな要因の一つとされています。



蝶類の種の多様性。環境に応じて多様な模様を持つ。

外来種被害を防止するための目標を知る

日本の目標 (2020年目標) 第1部 第1章 第4節 行動計画の対象及び目標

行動計画では、愛知目標9（外来種に関する目標）を達成を目的に、社会の中で外来種対策の主流化を目指し、推進するため、第1部第2章に対策を実施する上での基本的な考え方を示します。第2部第1章では、第1部第2章で示した基本的な考え方及び各主体の役割と行動指針を踏まえ、国として2020年（平成32年）を目標に実施すべき個別の行動目標を以下のとおり、設定しています。

愛知目標

2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

① 外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成

現状	目標
数値は2013年度（平成25年度）の調査の結果	
外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：60.1%	外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：80%
外来生物法の内容を知っている人の割合：9.1%	外来生物法の内容を知っている人の割合：30%

② 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進

現状	目標
生物多様性地域戦略の策定自治体数：23都道府県（参考：11政令指定都市、18市区町）	生物多様性地域戦略の策定自治体数：47都道府県
外来種に関する条例の策定自治体数：20都道府県	外来種に関する条例：47都道府県
侵略的外来種のリストの策定自治体数：14道府県	侵略的外来種のリストの策定自治体数：47都道府県

③ 侵略的外来種の導入の防止（予防）

●意図的に導入される外来種の適正管理

現状	目標
外来種が適切に管理されず、生態系へ悪影響を与えるおそれのある事例がある。	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに基づき適切な対応が行われるよう当該リストの認知度を高めます。我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの内容を知っている人の割合：50%

●非意図的な導入に対する予防

現状	目標
非意図的な導入の実態が把握されておらず、有効な対策がとれているか評価することができていない。	どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態が把握され、特定外来生物の定着経路を管理するための対策が優先度の高いものから実施されている。

④ 効果的、効率的な防除の推進

現状	目標
各地で外来種対策を実施し一定の効果は確認されているものの、国レベルで根絶や封じ込めに成功した特定外来生物はいない。	「第2部第1章第4節2（2）及び（3）」にかかげる種ごと、地域ごとの目標を達成する。

⑤ 国内由来の外来種への対応

現状	目標
地方自治体による国内由来の外来種への対策を含む条例の作成数：13都道府県	地方自治体による国内由来の外来種への対策を含む条例の作成数：47都道府県
地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数：13都道府県	地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数：47都道府県

⑥ 同種の生物の導入による遺伝的攪乱に関する対応

現状	目標
具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでおらず、対策を講じる範囲について評価することができていない。	同種の生物の導入による遺伝的攪乱の具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでいる。

⑦ 情報基盤の構築及び調査研究の推進

現状	目標
侵略的外来種に関する分布情報は限定的である。	主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブ上で公開する。
侵略的外来種に関する効果的な防除手法が不足している。	主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する。

社会において外来種対策を主流化する ための基本的な考え方を知る その1

1. 普及啓発・教育の推進と人材の育成

●普及啓発と教育の推進

外来種問題については、学校教育の中で取り扱われるようになってきたことなどにより、徐々に認知され始めていますが、まだ広く浸透しているとはいえません。外来種問題の認知が薄かったために、マングースやアライグマなどにより生じた被害事例を今後作らないようにしていかなければいけません。

外来種対策の普及啓発では、「認識・理解・行動」の三つの段階に区分し、段階ごとに普及啓発をしていくことが必要と考えられています。まず外来種の存在や外来種が与える影響を適切に伝え、認識を深める取組が重要です。その上で、外来種被害予防三原則を含めて、外来種問題やその対策の必要性についての理解を深め、さらには自主的に外来種対策に取り組むなど、外来種対策について行動意識を持つ人々を増やすための普及啓発が必要です。

●人材の育成

外来種対策に関するノウハウをもつ人材は限られていますので、外来種に関する調査研究又は対策に携わる人材の育成・確保が課題と考えられています。特に、防除



マングース対策における探索犬とハンドラー (希少種の混獲防止など専門的な知識が必要)

2. 優先度を踏まえた外来種対策

侵略的外来種の被害を防止するための資金や体制は十分ではないことから、効果的、効率的に対策を推進することが求められます。優先度を踏まえた対策の実施に向けては、被害の現状や定着段階(定着初期、分布拡大、まん延等)を踏まえ、対象種や対象地域の特性、費用対効果を考慮し、対策の優先度を評価をした上で、対策の目標(根絶、拡大防止、低密度化等)の最終目標及び段階的な目標)設定をすることが重要です。その目標を達成するため、資金と体制を集中させた、計画的、効率的、効果的な対策を推進していくことが求められています。また、地域ごとに、生物多様性戦略や侵略的外来種のリストを作成することで、戦略的な対策の推進には非常に効果的です。

優先度を考える上では、以下の二つの段階があり、それぞれの段階ごとに評価を行っていきます。

【第一段階】対策の必要性の評価

(何を守りたいか、防ぎたいのか)

■潜在的なものを含む被害の深刻度(質)

- 保全対象(保護地域等・絶滅危惧種)の重要性
- 対象種の侵略性
- 緊急性(定着段階、拡散の速度等)

■潜在的なものを含む被害の規模(拡がり・量)

- 生態系・人体・農林水産業等への影響の大小分布の拡がり

※これらの評価は、将来的な(潜在的な)被害を含めます。

第1部 第2章 第1節 1 外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成

が進むと、外来種が低密度化し捕獲・駆除等は困難となります。低密度化すればするほど、より深い管理知識と捕獲技術、組織的な捕獲体制が必要となります。

これらの取組を進めるためには、外来種外来種対策を社会に主流化させ、外来種対策に係る雇用体制や社会的な受け皿を整えていくことが求められます。

図4 普及啓発・教育の推進と人材の育成



第1部 第2章 第1節 2 優先度を踏まえた外来種対策の推進

【第二段階】対策の内容・手法(実行可能性・実効性・効率性)に関する評価(効果的、効率的に実施できるか)

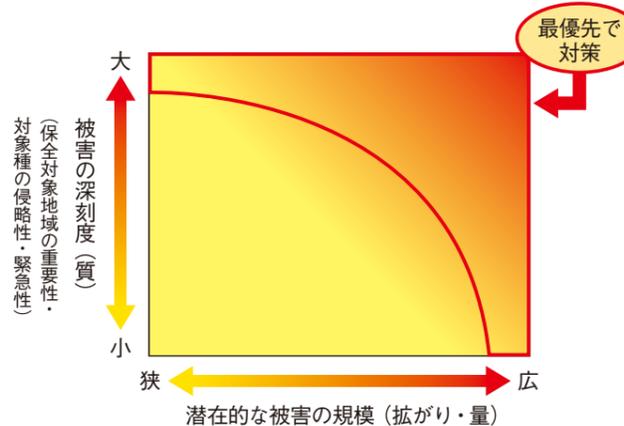
■効率性の評価

- 対策の目標と対策規模・スケジュールの設定
- 保全対象の維持回復の可否など

■実行可能性・実効性の評価

- 目標を達成できる可能性
- 対策を実施したことによる効果の大小

図5 外来種による被害の大きさ(質と量の評価)



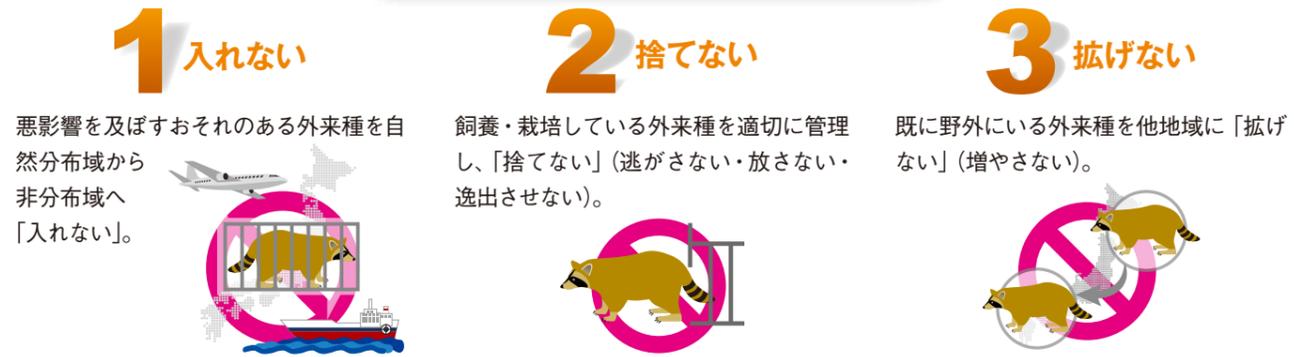
3. 侵略的外来種の導入の防止

外来種には、人間がさまざまな目的のもとに意図的に導入(輸入や移動)しているものと、人間の意図していないところで物資や人に付着・混入し、非意図的に導入してしまうものがあります。いずれも外来種被害予防三原則(以下、「三原則」とします。)に基づいた対応が求められます。

第1部 第2章 第1節 3 侵略的外来種の導入の防止(予防)

外来種被害予防三原則については、外来生物法施行当時から外来種問題を予防するために、呼びかける用語として用いてきました。行動計画では、三原則に含まれるさまざまな考え方を整理し、改めて次のとおり定義しました。

外来種被害予防三原則



●意図的導入への対応

外来種の利用目的は観賞、学術研究、レジャー、食料などがあり、現在も、多くの外来種が意図的に日本に持ち込まれています。このように意図的に導入される外来種を適正に管理するためには、三原則を守り、特に生物多様性保全上重要な地域への侵入を防止することが必要です。

産業として利用されており、すぐに利用を控えることが困難な場合は、生態系等への影響が従来より小さく、産業において同等程度の社会経済的効果が得られるような代替種の検討や開発を進めることが重要です。こうした代替種がない等によりやむをえず利用する場合は、利用者は適切な管理を実施するとともに、それに要する費用が発生する場合は、それらについて負担する必要があることを認識した上で、利用する必要があります。

●非意図的導入への対応

日本はさまざまな物資を輸入しているため、輸入される物資に付着・混入して生きた動植物が非意図的に日本に持ち込まれ、野外に逸出して外来種となる例が多くあります。

国内においては、土砂や植木の運搬等に伴う外来種の移動についての実態把握などはなされていませんが、国立公園などの保護地域では、靴底に付着した生物の侵入を防止するための消毒マットを入口に置くなど、侵入を防止するための対策が行われています。

日本にいつの間にか導入され、分布が拡大してしまう非意図的に導入される外来種は、意図的導入に比べてはるかに対処しにくい課題と考えられています。海外からの外来種の非意図的な導入に対する予防については、三原則を遵守するため、経路を特定した上での輸入品の生産、移動段階における対策、水際対策、モニタリング及び確認された場合の早期防除が求められています。

図6 米国からのカメ目の輸入量の推移

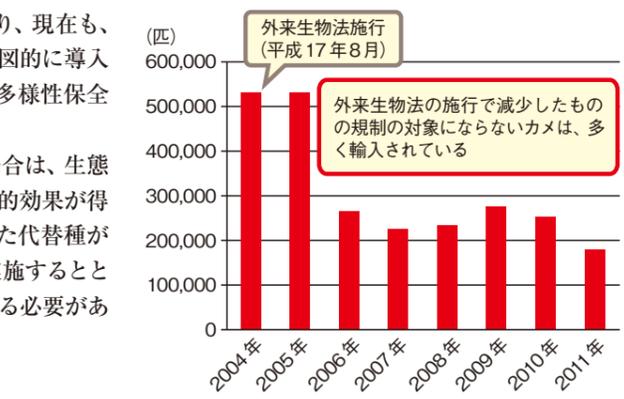


図7 輸入貨物などの生物混入事例

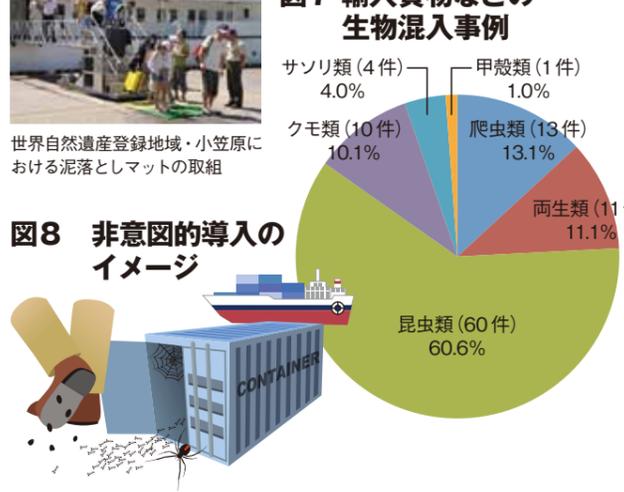


図8 非意図的導入のイメージ



社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方を知る その2

4. 効果的、効率的な防除の推進

第1部 第2章 第1節 4
効果的、効率的な防除の推進

外来種防除にあたっては、限られた予算や人材を有効に活用し、効果的、効率的な防除を実施することが必要です。そのためには、関係主体が連携をとりながら、対策の優先度や科学的知見に基づいた戦略的・順応的な防除を行うことも必要です。特に、早期発見・早期防除は、最も低いコストで高い効果を得ることが期待できますが、分布が拡大している場合でも、それぞれの地域で定着段階に応じた戦略を立て、長期的な視野で対策を実行することが重要です。

■定着段階を考慮した対策

外来種対策では、対象種の定着段階によって効果のある対策が異なるため、定着段階を考慮し計画的に実施することが必要です。(図9を参照)。

外来種の定着を防ぐには、未定着の段階においても定着まで複数の段階を経ることから、それぞれの段階に合わせた対策が必要になります。まずは、輸入の際の法的な規制や監視体制の充実とともに、侵入の危険性の高い場所において、新たに侵入してくる外来種を早期に発見するためのモニタリングを集中的に実施していくことが必要です。また、アメリカザリガニのように、日本全国にまん延しているようにみえる種でも、地域的には未侵入の場所が残されています。そのため、それぞれの地域の実態を把握し、未定着の外来種については発見時の速やかな対応が求められます。

侵略的外来種が侵入・定着してしまった場合には、定着初期段階における早期発見・早期防除が非常に重要です。被害が顕在化してから対応するのとは比べ、被害が顕在化する前に迅速に対応する方が、根絶ははるかに容易であり、生態系等に

与える影響も少なくすみます。また、防除コストや殺処分等を行う個体数も最小限に抑えることができます。

分布拡大期になると、根絶への困難度が増しますが、このような場合には、広域的な地域連携に基づく封じ込め(拡散の防止)や低密度管理(被害の低減)を行う必要があります。特に、分布拡大地域における早期防除を徹底する必要があります。

まん延期においては、生物多様性保全上重要な地域等において地域的な根絶や低密度管理を行う必要があります。また、地域的な根絶を目指す場合には、特に再侵入リスクの小さい地域から排除していくことが有効です。奄美大島や小笠原諸島などの島嶼部では、外来種の防除による在来種の回復等の効果が確認されている事例もみられています。

■防除段階ごとの考え方

既にまん延した外来種を根絶する場合において、防除を開始した初期段階から根絶に至るまでには、段階ごとにそれぞれ留意点があると言われています。防除を開始した初期段階では、効果的な防除手法を採用すれば、生息数を減らしていくことが相対的に容易ですが、低密度になるにつれ同じ手法を継続するだけでは、さらなる生息数の低減が難しくなるケースもあります。そのため、状況によっては、低密度状態になってからは防除の開始当時は異なる手法を取り入れる必要があります。例えば奄美大島ややんばる地域におけるマングース対策で低密度状態の段階で探索犬を導入したように、低密度状態から根絶を目指すには、段階に応じた適した手法の開発・導入が必要になります。

また、防除開始当初の高密度状態の時と防除の進展により低

図9 侵略的外来種の定着段階と防除の困難度



密度状態になった時とでコストを比較した場合、防除単価(1個体当たり、又は一定量の防除にかかる費用)は低密度状態の方が相対的に高くなりますが、1個体(又は一定量)当たりの根絶に向けた貢献度はより高いものとなります。さらに、根絶と再侵入防止が可能な場合は、低密度管理を続けるよりも、根絶させ再侵入を防止する方が、長期的にみた場合、コストを抑えることができ、また殺処分等を行う個体数も少なくすみます。

■防除を実施していくにあたってのその他の留意点

●各主体が連携して防除する

防除を実施していくにあたっては、様々な主体が関わっていることが多くあります。それぞれが異なる考え方で防除を実施しては、効果的、効率的な防除は実施できないことが多いので、防除対象や、防除対象が同一の場合は、国、関係する地方自治体、事業者、NGO・NPO、土地所有者、国民など様々な主体が密な情報交換と、各主体の特色を活かし連携して防除を推進していくことが必要です。

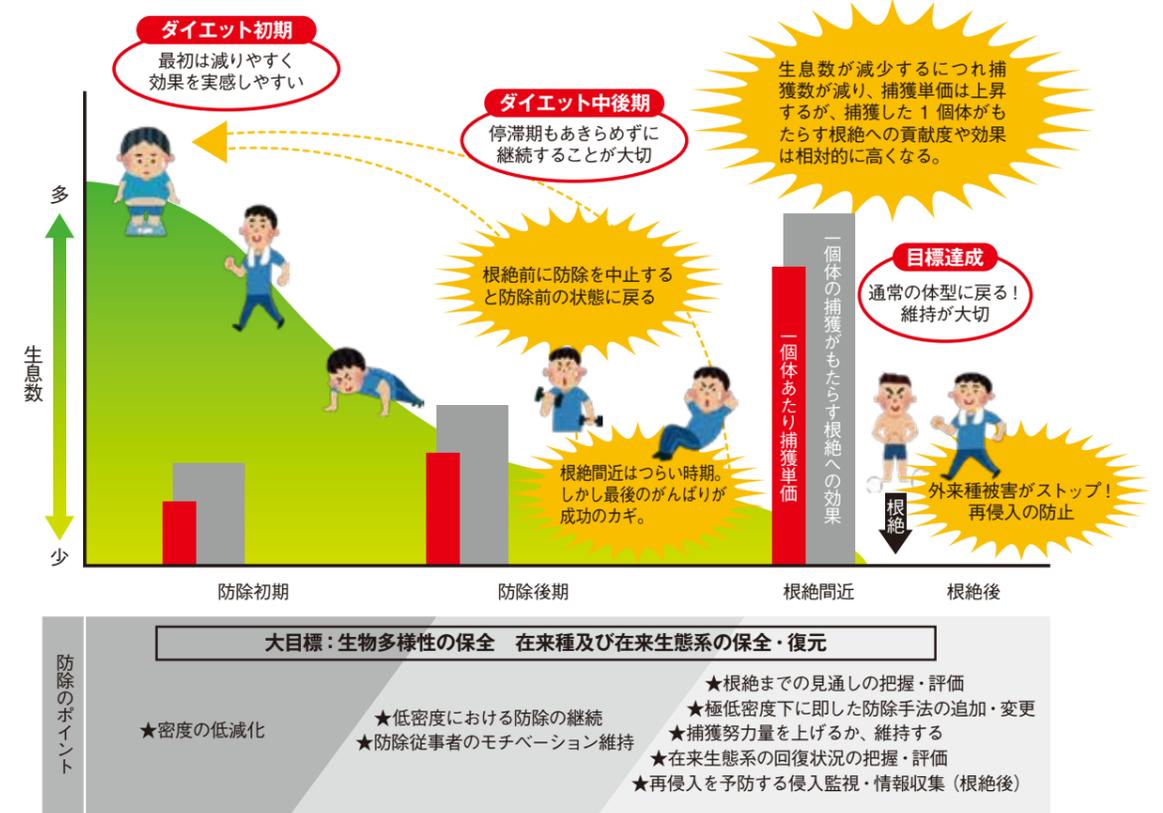
●生活史を考慮して防除する

外来種ごとにその生物の生態を踏まえて、生活史を考慮した防除を展開する必要があります。例えば、オオキンケイギクなどの防除にあたっては、種子を付けてから防除を行うことで、逆に種子を拡散させ、被害が拡大する可能性もあります。

●生物間相互作用を考慮して防除する

地域によっては、複数の外来種が生息・生育している場合もあり、そのような場所で、ある種の防除を進めると、別の外来種が急激に増加し、結果として異なる被害が発生することがあります。例えば、湖沼などでは、オオクチバスやアメリカザリガニなどの複数の侵略的外来種が生息していることがあり、オオクチバスの防除を進めるとアメリカザリガニが増加してきている傾向が見られるという報告もあります。防除の効果をより高めるためには、生物間相互作用を考慮した生態系管理の考え方も重要です。

図10 定着した侵略的外来種を根絶させるまでの防除段階ごとの防除の留意点



琵琶湖のオオバナミズキンバイ ~早期防除と関係主体の連携が大事!~

特定外来生物オオバナミズキンバイは、琵琶湖では2009年に初確認された後、年々生育範囲を拡大させ南湖一円に拡がり、固有魚種等の生息地であるヨシ原を減少させる等の生態系被害や船舶の航行や漁業活動にも支障をきたしています。生育面積は、発見当初のわずか142㎡が4年後の2013

年度には、約18,000㎡を駆除したにも関わらず、同年度末には約450倍の64,880㎡にまで増加しました。関係各主体が連携して対応するため、「琵琶湖外来水生植物対策協議会」が設置され、駆除手法の効率化を図り、2014年度末の生育面積を前年度から減少させることに成功しました。



オオバナミズキンバイの防除作業
提供: 中井克樹

社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方 その3

5. 国内由来の外来種への対応

第1部 第2章 第1節 5
国内由来の外来種の対応

外来種の問題は、自然分布域外に導入されることにより発生する可能性を含んでいます。

日本では、特に小面積の島嶼等で深刻な状況がみられます。例えば、上位捕食者のいない伊豆諸島や琉球列島において導入されたニホンイタチが在来種の激減をもたらした例や、琉球列島から小笠原諸島に持ち込まれたアカギは在来植物を駆逐するなどの被害を出しています。さらに、高山地域の事例として、白山国立公園では、低地性のオオバコが、登山者の靴の裏に付着し高山地域まで運ばれ、高山植物であるハクサンオオバコとの間で交雑が確認されています。

国内由来の外来種は、こういった他地域と隔たりがある地域の生態系への被害が想定され、生物多様性を保全する上で特に重要な地域については対策を検討する必要があります。

さらに、環境省及び農林水産省が作成した「生態系被害防止外来種リスト」に加えて、地方自治体による地域ごとの外来

種のリストの作成がさらに進められることで、効果的に対策を実施することができると考えられます。また、高山、島嶼などの脆弱な生態系を有する地域では、そこへ持ち込まれないような対策が求められます。種子落としマットの設置は、近年は複数の地域で行われています。



靴の裏に付着した種を除去するマットを登山道に設置 (白山国立公園)



国内由来の外来種：伊豆諸島などのニホンイタチ

6. 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応

第1部 第2章 第1節 6
同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応

遺伝的攪乱はあらゆる生物（特に移動能力の低いもの）の移動・導入で起きる可能性があります。しかし、種内の遺伝的な変異は外見上判らず、DNA 分析などの分子生物学的な手法による解析によって初めて明らかになる場合が多くあります。従って、実態解明のためにはこのような解析を実施できる調査研究機関による調査・データ収集が欠かせません。



北日本集団と南日本集団が別種であることが判明したメダカ

日本での事例としては、さまざまな地域で行われてきたゲンジボタルを復活させるための活動の際に、遺伝的な多様性への配慮を怠ったため、東日本と西日本の異なる形質を持つゲンジボタルが混じってしまったことなどが挙げられます。

また、メダカについては、これまで1種と考えられていたため、環境保全活動の一環として各地で再放流が行われてきましたが、最近になり北日本集団と南日本集団が別種であることが判明しました。

このように、種の実態が十分に把握されていないこともあるため、まずは具体的な影響の把握、保全を要する保全単位の範囲の検討等を事例収集して、科学的知見を集積し、共有していくことが求められています。

また、絶滅危惧種等の保全を目的とした野生復帰や国内移植等を行う場合にも、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（環境省2014）」で示した基本的考え方に基づき、地域の遺伝的な特性に配慮し、実施する場所の個体群に悪影響を与えないようにする必要があります。

7. 情報基盤の構築及び調査研究の推進

第1部 第2章 第1節 9
情報基盤の構築及び調査研究の推進

【情報基盤の構築】

外来種対策を進める上で外来種に係る情報（生態学的情報、侵入・定着・被害状況等）の収集、整理を行うことは不可欠です。外来種対策を実施する主体がこれらの情報にリアルタイムでアクセスできる情報基盤を構築し、情報を提供していくことで、より地域における外来種対策の推進に資すると考えられます。

このほか、他地域の防除事例の共有など、各地でより効果的な取組を推進するための情報の共有が重要です。

【調査研究の推進】

侵略的外来種の多くは対策手法が確立されていないことも多く、やみくもに防除に手をつけてコストをかけるのではなく、防除や管理手法の開発に主眼をおいた調査研究を行い、科学的な知見を蓄積することが求められています。これまで、外来種の侵入による生態系への影響に関する生態学的な観点からの研究が多かったのに対し、本行動計画では、効果的・効率的な防除手法に関する研究の推進についても重要事項として位置付けています。

各主体の役割と行動指針

第1部 第2章 第2節
各主体の役割と行動指針

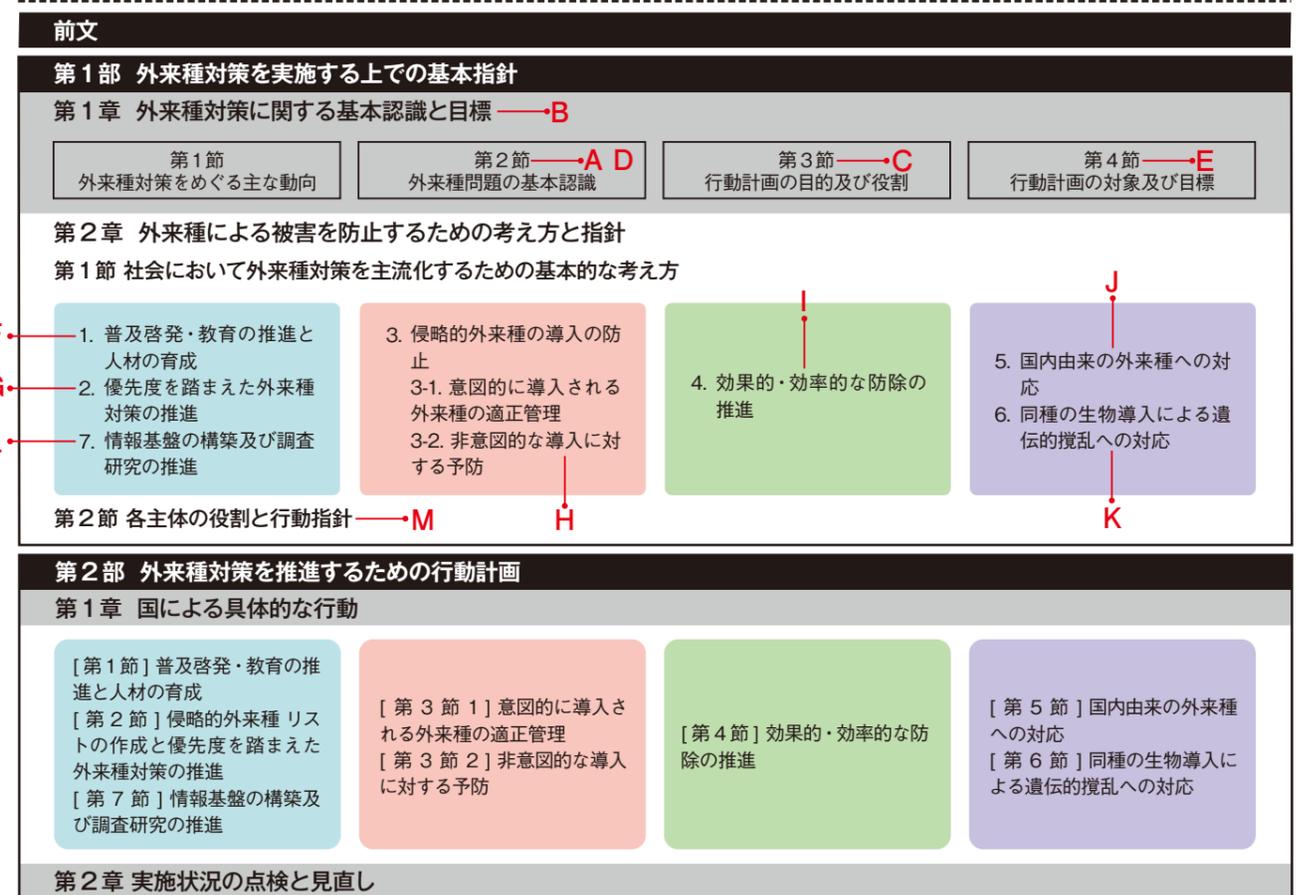
外来種対策には、さまざまな主体が関係します。行動計画では、各主体の役割と行動指針を整理しています。各主体が自らの役割を認識し、外来種対策にあたることが求められます。また、外来種対策を行う際には、利害関係者との合意形成や、それぞれが連携して取り組むこと等が求められます。



関係主体が連携した外来種除去活動



本資料と行動計画の関係

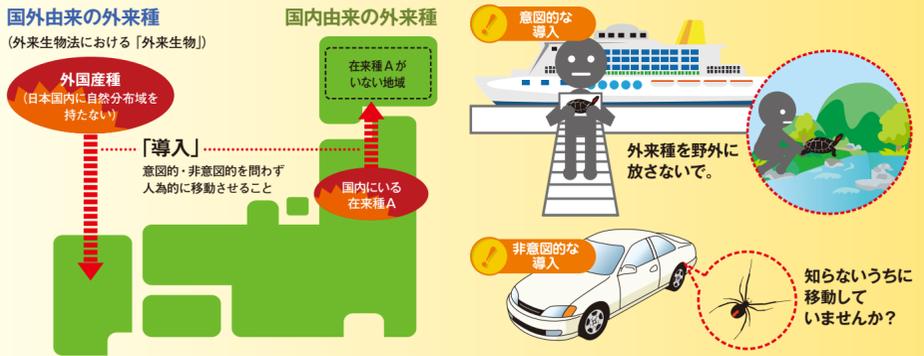


- A: P1 「外来種とは？」
- B: P1 「外来種の用語の定義」
- C: P2 「外来種対策を推進するための3本の柱」
- D: P3 「外来種問題とは？」
- E: P4 「日本の目標」
- F: P5 「1. 普及啓発・教育の推進と人材の育成」
- G: P5 「2. 優先度を踏まえた外来種対策」
- H: P6 「3. 侵略的外来種の導入の防止（予防）」
- I: P7-8 「4. 効果的・効率的な防除の推進」
- J: P9 「5. 国内由来の外来種への対応」
- K: P9 「6. 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応」
- L: P9 「7. 情報基盤の構築及び調査研究の推進」
- M: P10 「各主体の役割と行動指針」

生物を移動させる＝外来種問題のおそれ!?

“外来種”とは、「人の活動によって本来の分布域の外の国や地域に導入（移動）された生物種」のことを言います。対して、本来の分布域に生息・生育する生物を“在来種”といいます。外来種とは、海外から日本に持ち込まれた生物（**国外由来の外来種**）のことを表すと思われがちですが、日本の在来種であっても、本来の分布域が日本の一部であ

る場合、国内の分布していない地域に導入（移動）されれば、“外来種”となります。このような外来種のことを「**国内由来の外来種**」と呼んでいます。また、外来種の中でも、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「**侵略的外来種**」といいます。



急激に分布を拡げたオオクチバス



「オオクチバス」（原産地：アメリカ中東部等）は、“ブラックバス”という名で広く知られています。日本には、1925年に神奈川県芦ノ湖に放流され、そこから長崎県白雲の池（1930年）、群馬県田代湖（1935年）と、各地への放流が

進みました。1970年代になると一気に全国各地に放流が進み、2001年には全国各地で確認されるに至りました。本種が入り込んだ水域では、在来魚や昆虫が捕食されることで、生態系に大きな被害が及びます。



外来生物法

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を**特定外来生物**として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。同じく同法に基づき指定される**未判定外来生物**は、輸入時に事前届出が必要です。

外来生物法で規制される事項 これらの規制に違反すると、最高で懲役3年、罰金300万円（個人）又は1億円（法人）が科される場合があります。



一人一人の行動が大切です。リストを知って、次の3つを守りましょう!!

外来種被害予防三原則

1 “入れない”

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を

「入れない」

外来種問題を引き起こさないために、一番大切なことです。外来種を入れなければ問題は起きません。

2 “捨てない”

飼育・栽培している外来種を

“捨てない”

入れた外来種は、適切に管理（捨てない、逃がさない、放さない）しなければいけません。ペットや観葉植物は、最後まで管理する責任があります。

3 “拡げない”

すでに野外にいる外来種を他地域に

“拡げない”

すでに野外に定着してしまっている外来種は、まだ定着していない地域に拡げないことが大事です。これ以上問題を拡げてはいけません。

生態系被害防止外来種リスト

正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

本リストの作成に伴い「要注意外来生物」という区分は廃止されました。

ここがポイント！「生態系被害防止外来種リスト」

- Q1. 何に関するリストですか？
A 外来種について、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化したものです。「総合対策外来種」、「産業管理外来種」、「定着予防外来種」のカテゴリに分類されています。
- Q2. 生態系被害防止外来種リストを作成した目的は何ですか？
A 多くいる外来種の中から、特に注意が必要な外来種を明確にすることはとても重要です。リスト掲載種について、適切な行動を呼びかけることで、生態系等への被害を防止することを目的としています。
- Q3. 掲載種は輸入や飼育等が規制されているのですか？
A 外来生物法に基づいて輸入や飼育・栽培、運搬等が規制される特定外来生物も全て含まれています。それら以外の掲載種については外来生物法の規制はありませんが、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるため、「入れない、捨てない、拡げない」の遵守など、取扱いには注意が必要です。

カテゴリ区分 合計 **429** 種類

総合対策外来種（総合的に対策が必要な外来種） **310** 種類

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要。

緊急対策外来種

対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある。

重点対策外来種

甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い。

その他の総合対策外来種

産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種） **10** 種類

産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理が必要。

定着予防外来種（定着を予防する外来種） **101** 種類

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要。

侵入予防外来種

国内に導入されていない種。導入の防止、水際での監視等により侵入を未然に防ぐ必要がある。

その他の定着予防外来種

国内に導入されているが、自然環境における定着は確認されていない種。

生態系被害防止外来種リスト

正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

平成 27 (2015) 年 3 月策定

動物〔国外由来〕

哺乳類 (35 種類)

タイワンザル	特
アカゲザル	特
ノネコ (イエネコの野生化したもの)	
フリマングース	特
アライグマ	特
キョン	特
ノヤギ (ヤギの野生化したもの)	
クリハラリス (タイワンリス)	特
キタリス	特
クマネズミ	
ヌートリア	特
カイウサギ (アナウサギ)	
ハリネズミ属 (アムールハリネズミ (マンシュウハリネズミ) など)	特
ハクビシン	
ノミヌ (イヌの野生化したもの)	
アメリカミンク (ミンク)	特
ノブタ・イノブタ (ブタ・イノブタの野生化したもの)	
シカ属 (国内産ニホンジカを除く)	特
シマリス (チョウセンシマリス)	
ハツカネズミ	
マスカラット	特
ドブネズミ	
リスザル	
ジャワマングース	特
フクロギツネ	特
カニクイザル	特
シママングース	特
フェレット	
カニクイアライグマ	特
アキシズジカ (アグンズジカ) 属	特
ダマシカ属	特
シブゾウ	特
タイリクモモンガ	特
トウハイイロリス	特
フィンレインリス	特

鳥類 (15 種類)

インドクジャク	
カナダガン	特
ガビチョウ	特
カオグロガビチョウ	特
カオジロガビチョウ	特
ソウシチョウ	特
コリンズラ	
コウライキジ (大陸産亜種)	特
コハクチョウ	
クロエリセイタカシギ	

魚類 (55 種類)

ワカケホンセイインコ	
シロガシラ	特
ヒゲガビチョウ	特
シリアカヒドリ	特
外国産メジロ	特
カミツキガメ	特
アカミミガメ	特
グリーンアノール	特
タイワンスジオ	特
タイワンハブ	特
グリーンイグアナ	
ミナミシシガメ	
チュウゴクソッポン	
スウィンホーキノボリトカゲ (スウィンホーキノボリトカゲ)	特
ワニガメ属	
ニシキガメ属	
チズガメ属3種 (ミシシippチズガメ、フトマユチズガメ (サビーンチズガメを含む)、ニセチズガメ)	
クーターガメ属	
チュウゴクセマルハコガメ	
ハナガメ (タイワンハナガメ)	特
アメリカソッポン属	
ブラウンアノール	特
特定外来生物のアノール属 (グリーンアノール、ブラウンアノールを除く)	特
ヒョウモントカゲモドキ	
ミンナミオオガシラ	特
特定外来生物のオオガシラ属 (ミナミオオガシラを除く)	特

両生類 (13 種類)

オオヒキガエル	特
チュウゴクオオサンショウウオ	特
ウシガエル	特
シロアゴガエル	特
アフリカツメガエル	特
コキョコヤガエル	特
ジョンストンコヤガエル	特
オンシツガエル	特
キューバズキガエル (キューバアマガエル)	特
特定外来生物のヒキガエル属 (オオヒキガエルを除く)	特
ヨーロッパミドリヒキガエルなどヒキガエル属5種 (ヨーロッパミドリヒキガエル、テキサスマドリヒキガエル、ナンブヒキガエル、ガルフコーストヒキガエル、ロココヒキガエル (キャハンヒキガエル))	特
アジアジムグリガエル	特
ヘリグロヒキガエル	特

昆虫類 (20 種類)

アルゼンチンアリ	特
アカカミアリ	特
ツマアカスズメバチ	特
カンショオサゾウムシ	
ホソオチヨウ (ホソオチアゲハ)	
アカボシゴマダラ大陸亜種 (名義タイプ亜種)	特
パールダニオ	
ゼブラダニオ	
アカヒレ	
カラダジョウ	
スノープレコ	
マダラロリカリア	
アマゾンセイルフィンキャットフィッシュ	
ウォーキングキャットフィッシュ	
ヒレナマズ	
コウライキギ	特
カワマス	
ベヘレイ	
ソードテール	
インディアングラスフィッシュ	
ブルーティラピア	
カワズメ	
ナイルティラピア	
ジルトイラピア	
コンヴィクトシクリッド	
ニジマス	
ブラウントラウト	
レイクトラウト	
ブラウンブルヘッド	特
フラットヘッドキャットフィッシュ	特
ホワイトパーチ	特
ラップ	特
ラウンドゴビー	特
ガー科	特
レッドホースミノー	特
オリノコセイルフィンキャットフィッシュ	特
キューバズキガエル (ヨーロッパオオナマス)	特
ノーザンバイク	特
マスキーバイク	特
バイク科 (カワカマス科)	特
ガンブスピア・ホルブプロキ (ガンブシア・ホルブローキ)	特
ケツギョ	特
コウライケツギョ	特
ナイルパーチ	特
ストライプトバス	特

昆虫類 (20 種類)

ミステリークレイフィッシュ	未
ラストイークレイフィッシュ	特
ケラクス属	特
外国産モクスガニ属	特
カワヒバリガイ属	特
スクミリンゴガイ	特
ラブラタリンゴガイ	特
アフリカマイマイ	
ヤマヒタチオビ	特
シマメノフネガイ	
コモチカワツボ	
カラムシロ	
ハブタエモノアラガイ	
オオクビキレガイ	
マダラコウラナメクジ	
ムラサキガイ	
ミドリイガイ	
コウロエンカワヒバリガイ	
タイワンシジミ	
イガイダマシ	
ホンビノスガイ	
シナハマグリ	
カワホトギスガイ	特
クワツガイ	特

クモ・サソリ類 (8 種類)

ハイロゴケグモ	特
セアカゴケグモ	特
クロゴケグモ	特
アトラクス属	特
ハドロニユケ属	特
イトグモ属3種	特
ジュウサンボシゴケグモ等の国内未侵入のゴケグモ属	特
キョクトウサソリ科	特

甲殻類 (15 種類)

ウチダザリガニ (タンカイザリガニを含む)	特
アメリカザリガニ	特
タテジマフジツボ	
アメリカフジツボ	
バイク科 (カワカマス科)	特
キタアメリカフジツボ	
フロリダマミズヨコエビ	
チチュウカイミドリガニ	特
ディケログマルス・ヴィロース	特
ヨーロッパミドリガニ	特
アスタクス属	特

軟体動物 (20 種類)

カワヒバリガイ属	特
スクミリンゴガイ	特
ラブラタリンゴガイ	特
アフリカマイマイ	
ヤマヒタチオビ	特
シマメノフネガイ	
コモチカワツボ	
カラムシロ	
ハブタエモノアラガイ	
オオクビキレガイ	
マダラコウラナメクジ	
ムラサキガイ	
ミドリイガイ	
コウロエンカワヒバリガイ	
タイワンシジミ	
イガイダマシ	
ホンビノスガイ	
シナハマグリ	
カワホトギスガイ	特
クワツガイ	特

その他の無脊椎動物 (7 種類)

ニューギニアヤリガタリクウズムシ	特
ヨーロッパザラボヤ	
マツノザイセンチュウ	
カナヤドリカンザシ	
カサネカンザシ	
ヤンバルトサカヤスデ	
ムネミオプシス・レイディ	

●本リストの掲載種検索及びPDF版のダウンロードができます。次のページにアクセスしてください。

・生態系被害防止外来種リスト

http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html



●日本の外来種対策について以下のページで紹介しています。

・日本の外来種対策

http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html



植物〔国外由来〕

木本植物 (45 種)

トクサバモクマオウ (トクワギョリュウ)	
パンノキ	
ソウシジュ (タイワンアカシア)	
ナガバアカシア (アカシア・ロンギフォリア)	
モリシマアカシア (ブラックトル)	
メラノキシロンアカシア (ブラックウッドアカシア、アカシア・メラノクシロン、メラノクシロンアカシア)	
イタチハギ (クロバナエンジュ)	
ギンネム (ギンゴウカン、タマザキセンナ)	
ニワウルシ (シンジュ)	
テリハパンジロウ (シマフトモモ、ストロベリーグアバ、イチゴグアバ)、キミノパンジロウ (キパンジロウ、キバンザクロ、イエローストロベリーグアバ)	
トウネズミモチ	
シチヘンゲ (ランタナ、コウオウカ)	
ダイオウナシ	
フサフジウツギ (ニシキフジウツギ、チチフジウツギ、ブッドレア)	
ヒイラギナンテン	
エニシダ (エニスタ)	
ナンキンハゼ	
フヨウ	
フトモモ	
カミヤヅク (ツウソウ (通草)、ツウダツボク (通脱木))	
タワダギク	
トウ属の一種 (カラムス)	
キウイフルーツ (シナサルナン)	
ビワ (ヒワ)	
ハリエンジュ (ニセアカシア)	
モウソウチクなどの竹類	
ヨーロッパパンノキ (オウシュウクロハンノキ、セイヨウヤマハンノキ、グルチノザハンノキ)	
フランスゴムノキ (コバナゴムビワ、コバナゴム)	
ヤツデグワ (ガム)	
ケクロピア・シュレペリアナ	
シマトペラ (トウソゴ)	
ノルウェーカエデ (ヨーロッパカエデ)	
アメリカハナノキ (ベニカエデ、アカカエデ)	
ホソグミ (ロシアンオリブ、ヤナギバグミ、スナナツメ)	
タマリクス属雑種 (ギョリュウ)	
タチバナアデク (ビタンガ、スリナムチェリー、ブラジリアンチェリー、カイエンチェリー、カボチャアデク)	
ムラサキフトモモ (アマゾンオリブ、ジャンボラン、ヨウミヤクアデク、メンゲラック、ムレザキフトモモ)	
アメリカサノボタン (クリデミア・ヒルタ)	
シェフレラ・アクチノフィラ (ブラッサイア、オクトパスツリー)	
コウトウタチバナ (セイロンマンリョウ、ウミベマンリョウ)	
オオバナアサガオ (インドゴムカズラ)	
ネコノツメ (トランツメ、マクファディエナ)	
ダイサンチク (タイサンチク、キンシチク)	
アレチヌスビトハギ	
オオキバナカタバミ (キイロハナカタバミ)	
コフセウセンカズラ	
アカボシツリフネ (アカボシツリフネソウ、ケーブツリフネ、ケーブツリフネソウ)	
クサトケイソウ (バッシフローラ・フォエティダ、ワイルドバッシュンフルーツ)	
ドクニンジン	

草本植物 (陸生植物) (108 種)

アレチウリ	特
オオキンケイギク (コロオプシス・ランケオラータ)	特
ツルヒヨドリ (コバナツルギク、ミカニア・ミクランサ)	特
オオハンゴンソウ (ルドベキア・ラクニエータ、ハナガサギク、ヤエザキハンゴンソウ、ヤエザキオオハンゴンソウ)	特

ナルトサワギク (コウベギク)	特
アメリカハマグルマ (ミヅバハマグルマ、ホコガタギク、ウェデリア・トリロバータ)	特
コゴメズ (コメバコケミズ、ビレア・マイクロフィラ)	
バクヤギク (エドウリス、萋邪菊)	
ヒメマツバボタン (ケツメクサ、ケツメグサ)	
ウチワサボテン属	
ナガエモウセンゴケ (ナガエノモウセンゴケ、ドロセラ・インターメディア)	特
等の外来モウセンゴケ類	
セイロンベンケイ (トウロウソウ、セイロンベンケイソウ、ハカラメ)	
シュウコンルビナス (ルビナス、タヨウハウチフサモ、ノボリフジ)	
アフリカホウセンカ (インパチェンス、インパティエンス)	
コマツヨイグサ (キレハマツヨイグサ)	
ヒメイワダレソウ (ヒメイワダレ)	
ツルニチチソウ	
モミジヒルガオ (タイワンアサガオ、モミジヒルガオ、モミジバアサガオ、モミジアサガオ、イボアモ・カイリカ)	
外来ノアサガオ類	
オオプタクサ (クワモドキ)	
セイトカアワダチソウ (セイトカアキノキリンソウ)	
オオアワダチソウ	
ヒイラギナンテン	
アオノリュウゼツラン (リュウゼツラン、アガベ・アメリカナ)	
アツバキミダソラン (ユッカラン、ユッカ)	
ノハカタカラクサ (トキワツクサ、トラダスカンティア・フルミネシス)	
オオハマギク (アメリカハマニンニク、アメリカカイガンソウ、アメリカンピーチグラス)	
モンツキガヤ (アிடガヤ、ナンゴクヒメアブラソスキ)	
シナダレスズメガヤ (ウイーピングラブグラス、セイトカカセクサ、セイトカスズメガヤ、タレスズメガヤ)	
ヨシススキ (エリアンサス・アルンディナセウス、サッカラムパーブルビーブルグリーター)	
ミカヅキゼニコケ	
ウロコハタケゴケ	
サビイロハタケゴケ	
コンテリクラマゴケ (モエギヒバ、レインボーファーレン)	
シャクチリソバ (シュクコンソバ、ヒマラヤソバ)	
カライタドリ	
ヒメツルソバ (カンイタドリ)	
ヒメスイバ	
ナガバギンギン (チジミスイバ)	
エゾノギンギン (ヒロハギンギン)	
ツルドクダミ (カシュウ、何首烏)	
ジュズサンゴ	
ツルムラサキ	
ムシトリナデシコ (ハエトリナデシコ、コマチソウ)	
マンテマ (マンテマ)	
ホコガタアカザ (アレチハマアカザ)	
ハカマオニゲシ (ボタンゲシ)	
アツミゲシ (セチゲルゲシ、セチゲルムゲシ)	
ハルバキヤマガラシ (フユガラシ、セイヨウヤマガラシ)	
セイヨウカラシナ (カラシナ)	
オオニハダイコン	
アレチヌスビトハギ	
オオキバナカタバミ (キイロハナカタバミ)	
コフセウセンカズラ	
アカボシツリフネ (アカボシツリフネソウ、ケーブツリフネ、ケーブツリフネソウ)	
クサトケイソウ (バッシフローラ・フォエティダ、ワイルドバッシュンフルーツ)	
ドクニンジン	

オオフトバムグラ	
アメリカナシカズラ	
ブラジルチドメグサ	
ナガボソウ属	
アレチハナガサ類 (アレチハナガサ、ダキバアレチハナガサ、ヤナギハナガサ (サンジャクパーベナ)、ヒメクマツツラ (ハマクマツツラ)	
チョウセンアサガオ属	
オオサンショウモ (サルビニア・モルスタ)	
ハゴロモモ (フサジュンサイ、カモンバ、カボンバ、グリーンカボンバ、カボンバ・カカリニアナ)	
園芸スイレン	
オランダガラシ (クレソン、ウォータークレス、ミスガラシ、オランダミスガラシ)	
アメリカズユキノシタ (ルドウィジア・レベンス、レッドルドウィジア)	
ウチワセニクサ (タテバチメグサ、ウチワセニクサ、ウォーターマッシュルーム、ウォーターコイン、ウォーターベニーウォート)	
イチケノミズハコベ	
ハビコハコベ (グロックススティグマ、グロックススティグマ・エラディノイデス、グロックス)	
エフクニヤクモ (ウトリクラリア・インフラタ)	
ヒロハオモダカ (ジャイアントサジタリア)	
サギバオモダカ (サジタリアウエザービアナ、ジャイアントサジタリア、サギタリア・グラミネア)	
オオカナダモ (アナカリス)	
コカナダモ	
クロモドキ (ラゴシフォン・マヨール)	
アマゾンチカガミ (アマゾンフロッグビット、リムノビウム・ラエビガータム)	
外来セキショウモ (オオセキショウモ (ジャイアントバリスネリア)、セイヨウセキショウモ (バリスネリア・スピラリス)、コウガイセキショウモ)	
ホテイアオイ (ウォーターヒヤシンス、ホテイソウ)	
キショウブ	
ゴゴイ	
メリケンカルカヤ	
ハルガヤ (スイートバーナルグラス)	
シロガネヨシ (ハンバスマグラス)	
オオクサキビ	
シマズズメノヒエ (ダリスグラス)	
タチズズメノヒエ (ペイジグラス)	
ムラサキタカオススキ	
セイバンモロコシ (ジョンソングラス)	
ハナシュクシャ (シュクシャ、タバフライジンジャー)	

外来クサフジ属 (ビロードクサフジ (ヘアリーベッチ、シラゲクサフジ)、ナヨクサフジ (スームズベッチ))	
コヌカグサ (レッドトップ)、クロヌカグサ	
カモガヤ (オーチャードグラス)	
オニウシノケグサ (トルフェスク、ケンタッキー31フェスク)	
ドクムギ属 (イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス等)	
ギネアキビ (ギニアグラス、ギネアキビ、イヌキビ)	
アメリカズズメノヒエ (パヒエグラス、オニスズメノヒエ)	
ナビアグラス (ネビアグラス、エレファントグラス、ヘルーグラス)	
オオアワガエリ (チモシー)	
ナギナタガヤ (ネズミノシッコ)	
ビーチグラス	特
ベンガルヤハズカズラ (ウリパローレルカズラ)	
アツバチトセララン (サンセベリア、サンセベリア・トリファッシュアータ、チトセララン、トラノオラン)	

草本植物 (水生植物) (37 種)

外来アゾラ類 (外来アゾラ、外来アカウキクサ)	特
ナガエツルノゲイトウ (ミソツルノゲイトウ、ミズツルノゲイトウ)	特

オオバナミスキンバイなどを含むルドウィギア・グランディフロラ	特
オオフサモ (バロッドフェザー、スマフサモ、ヌマフサモ)	特
ブラジルチドメグサ	特
オオカワヂシャ (オオカワジサ)	特
ミスヒマワリ (キムノコロニス)	特
スバルテナノ属	特
ボタンウキクサ (ウォーターレタス)	特
オオサンショウモ (サルビニア・モルスタ)	特

ハゴロモモ (フサジュンサイ、カモンバ、カボンバ、グリーンカボンバ、カボンバ・カカリニアナ)	
園芸スイレン	
オランダガラシ (クレソン、ウォータークレス、ミスガラシ、オランダミスガラシ)	
アメリカズユキノシタ (ルドウィジア・レベンス、レッドルドウィジア)	
ウチワセニクサ (タテバチメグサ、ウチワセニクサ、ウォーターマッシュルーム、ウォーターコイン、ウォーターベニーウォート)	
イチケノミズハコベ	
ハビコハコベ (グロックススティグマ、グロックススティグマ・エラディノイデス、グロックス)	
エフクニヤクモ (ウトリクラリア・インフラタ)	
ヒロハオモダカ (ジャイアントサジタリア)	
サギバオモダカ (サジタリアウエザービアナ、ジャイアントサジタリア、サギタリア・グラミネア)	
オオカナダモ (アナカリス)	
コカナダモ	
クロモドキ (ラゴシフォン・マヨール)	
アマゾンチカガミ (アマゾンフロッグビット、リムノビウム・ラエビガータム)	
外来セキショウモ (オオセキショウモ (ジャイアントバリスネリア)、セイヨウセキショウモ (バリスネリア・スピラリス)、コウガイセキショウモ)	
ホテイアオイ (ウォーターヒヤシンス、ホテイソウ)	
キショウブ	
ゴゴイ	
メリケンカルカヤ	
ハルガヤ (スイートバーナルグラス)	
シロガネヨシ (ハンバスマグラス)	
オオクサキビ	
シマズズメノヒエ (ダリスグラス)	
タチズズメノヒエ (ペイジグラス)	
ムラサキタカオススキ	
セイバンモロコシ (ジョンソングラス)	
ハナシュクシャ (シュクシャ、タバフライジンジャー)	
外来クサフジ属 (ビロードクサフジ (ヘアリーベッチ、シラゲクサフジ)、ナヨクサフジ (スームズベッチ))	
コヌカグサ (レッドトップ)、クロヌカグサ	
カモガヤ (オーチャードグラス)	
オニウシノケグサ (トルフェスク、ケンタッキー31フェスク)	
ドクムギ属 (イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス等)	
ギネアキビ (ギニアグラス、ギネアキビ、イヌキビ)	
アメリカズズメノヒエ (パヒ	